

国土交通省物流・自動車局

物流効率化法関係法令集

（令和七年四月一日現在）

○物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 流通業務の総合化及び効率化

第一節 総則（第四条・第五条）

第二節 総合効率化計画の認定等（第六条―第九条）

第三節 流通業務総合効率化事業の促進（第十条―第二十八条）

第四節 雑則（第二十九条）

第三章 運転者の運送及び荷役等の効率化

第一節 総則（第三十条―第三十三条）

第二節 貨物自動車運送事業者等に係る措置（第三十四条―第三十六条）

第三節 荷主に係る措置（第三十七条―第四十条）

第四節 貨物自動車関連事業者に係る措置（第四十一条―第四十三条）

第五節 貨物自動車運送事業者に係る特別の措置等

第一款 第一種荷主との間で運送契約を締結する場合における貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に係る特別の措置（第四十四条）

第二款 連鎖化事業者に係る措置（第四十五条―第四十八条）

第六節 雑則（第四十九条）

第四章 雑則（第五十条―第五十二条）

第五章 罰則（第五十三条・第五十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図る

ことの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力、とりわけ必要な員数の運転者の確保に支障が生じつつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が行う場合における資金の調達の円滑化に関する措置等を定めるとともに、貨物自動車を用いた貨物の運送の役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し貨物自動車運送事業者等、荷主及び貨物自動車関連事業者が講ずべき措置等を定めることにより、物資の流通の効率化を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 物資の流通の効率化のための取組は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 物資の流通は我が国における国民生活及び経済活動の基盤であることに鑑み、その担い手の確保に支障が生ずる状況にあっても、将来にわたって必要な物資が必要ときに確実に運送されることを旨とすること。

二 物資の流通は物資の生産及び製造の過程と密接に関連し、かつ、多様な主体により担われていることに鑑み、物資の生産又は製造を行う者、物資の流通の担い手その他の関係者が相互に連携を図ることにより、その取組の効果を一層高めることを旨とすること。

三 物資の流通の過程において二酸化炭素の排出等による環境への負荷が生じていることに鑑み、当該負荷の低減を図ることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨とすること。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、物資の流通の効率化に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第二章 流通業務の総合化及び効率化

第一節 総則

(定義)

第四条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 流通業務 輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）その他の物資の流通に関する行為であつて、業として行われるものをいう。
- 二 流通業務総合効率化事業 二以上の者が連携して、輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送網の集約、効率性の高い輸送手段の選択、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものをいう。
- 三 特定流通業務施設 流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であつて、高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムその他の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものをいう。
- 四 貨客運送効率化事業 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業をいう。
- 五 港湾流通拠点地区 第八条第一項の規定により指定された地区をいう。
- 六 港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項の港湾管理者をいう。
- 七 第一種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項の第一種貨物利用運送事業をいう。
- 八 第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業をいう。
- 九 外国人国際第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。
- 十 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第

八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業をいう。

- 十一 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第二条第四項の貨物軽自動車運送事業をいう。
- 十二 貨物運送一般旅客定期航路事業 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項の一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）のうち貨物の運送を行うものをいう。
- 十三 貨物鉄道事業 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項の鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。
- 十四 貨物軌道事業 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。
- 十五 トラックターミナル事業 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるトラックターミナル事業をいう。
- 十六 倉庫業 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。
- 十七 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

むもの

ホ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

ヘ 企業組合

ト 協業組合

チ 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

十八 食品等生産業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号) 第二条第一項の食品等をいう。)の生産又は販売の事業を行う者

ロ 農業協同組合その他の農林水産省令で定める法人でイに掲げる者を直接又は間接の構成員とするもの

ハ 卸売市場を開設する者

第五条

主務大臣は、流通業務総合効率化事業の実施に関し、基本的な方針(以下この章において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 流通業務の総合化及び効率化の意義及び目標に関する事項

二 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項

三 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

四 港湾流通拠点地区に関する事項

五 中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関する事項

六 その他流通業務総合効率化事業の実施に当たって配慮すべき重要事項

項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣に協議するとともに、前項第五号に係る部分については中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 総合効率化計画の認定等

(総合効率化計画の認定)

第六条

流通業務総合効率化事業を実施しようとする者(当該流通業務総合効率化事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「総合効率化事業者」という。)は、共同して、その実施しようとする流通業務総合効率化事業についての計画(以下「総合効率化計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その総合効率化計画が適當である旨の認定を受けることができる。

2 総合効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 流通業務総合効率化事業の目標

二 流通業務総合効率化事業の内容

三 流通業務総合効率化事業の実施時期

四 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 流通業務総合効率化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条(同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。)又は鉄道事業法第十八条に規定する運輸に関する協定を締結するときは、その内容を

六 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものを実施するときは、その関係地方公共団体

3 総合効率化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該特定流通業務施設の政令で定める区分の別並びに規模、構造及び設備その他の当該特定流通業務施設の整備の内容

二 当該特定流通業務施設の用に供する土地の所在及び面積

三 その他主務省令で定める事項

四 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その総合効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 総合効率化計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 総合効率化計画に記載された事項が流通業務総合効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第六条第一項各号(第五号を除く。)のいずれにも該当しないこ

と。

四 総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業（外国人国際第二種貨物利用運送事業を除く。以下この号において同じ。）に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第二十二各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された第二種貨物利用運送事業の内容が同法第二十三各号に掲げる基準に適合すること。

五 総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された一般貨物自動車運送事業の内容が同法第六各号に掲げる基準に適合すること。

六 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物運送一般旅客定期航路事業の内容が海上運送法第四各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第五各号のいずれにも該当しないこと。

七 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物鉄道事業の内容が鉄道事業法第五各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第六各号のいずれにも該当しないこと。

八 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

九 総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が自動車ターミナル法第五各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載されたトラックターミナル事業の内容が同法第六各号に掲げる基準に適合すること。

十 総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業に該当するものについては、当該事業を実施する者が倉庫業法第六各号のいずれにも該当しないこと。

十一 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨客運送効率化事業に

該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨客運送効率化事業の内容が、関係地方公共団体が実施する地域公共交通（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二条第一号に規定する地域公共交通をいう。）に関する施策と調和したものであること。

十二 総合効率化計画に前項各号に掲げる事項が記載されている場合には、同項の特定流通業務施設の立地、規模、構造及び設備が同項第一号の区分に従い主務省令で定める基準に適合すること。

5 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第一項に規定する地域公共交通計画をいう。以下同じ。）に定められたものに限る。）に該当するものが記載された総合効率化計画に対する前項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第十一号を除く。）とする。」

6 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、総合効率化計画に記載された事業のうち外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その総合効率化計画の認定において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

7 国土交通大臣は、軌道法第三条の特許を要する事業が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、運輸審議会に諮るものとする。

8 国土交通大臣は、総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する都道府県公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は都道府県公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

9 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものを除く。）に該当するものが記載

された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、関係地方公共団体に意見を聴くものとする。

10 主務大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴くものとする。

11 国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項（港湾流通拠点地区において同項の特定流通業務施設の整備を行うものに係るものに限る。第十三項において同じ。）が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。

12 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

13 国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に通知するものとする。

14 第一項の認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（総合効率化計画の変更等）

第七条 前条第一項の規定による総合効率化計画の認定を受けた総合効率化事業者（以下「認定総合効率化事業者」という。）は、当該認定に係る総合効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る総合効率化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定総合効率化計画」という。）が同条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものに限る。）に該当するものが記載された認定総合効率化計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

4 前条第四項から第十四項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第七項中「軌道法第三条の特許」とあるのは、「軌道法第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二条ノ二の許可又は同法第二十二条の認可」と読み替えるものとする。

（港湾流通拠点地区）

第八条 港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、基本方針に基づき、臨港地区（同条第四項の臨港地区をいう。）及び港湾区域（同条第三項の港湾区域をいう。）内の公有水面の埋立てに係る埋立地（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第二項の竣功認可の告示があつた日から一定期間を経過したものその他の国土交通省令で定めるものを除く。）のうち、貨物取扱量、港湾施設（港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。）の整備の状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進するために適当と認められる地区を港湾流通拠点地区として指定することができる。

2 港湾管理者は、港湾流通拠点地区を指定したときは、遅滞なく、当該港湾流通拠点地区の区域を公示するとともに、当該区域を国土交通大臣に通知するものとする。当該区域を変更したときも、同様とする。

（特定流通業務施設の確認）

第九条 総合効率化事業者が実施する流通業務総合効率化事業の用に供するため特定流通業務施設を整備しようとする者は、当該整備しようとする特定流通業務施設の計画が第六条第四項第十二号の主務省令で定める基準に適合するものであることについて、主務省令で定めるところにより主務大臣の確認を申請することができる。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が第六条第四項第十二号の基準に適合すると認めるときは、確認をするものとする。

3 前項の確認に係る特定流通業務施設（同項の確認を受けてから主務省令で定める期間を経過していないものに限る。）を利用して実施する総合効率化計画に対する第六条（第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第六条第四項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第十二号を除く。）」とする。

第三節 流通業務総合効率化事業の促進

(貨物利用運送事業法の特例)

第十条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 第一種貨物利用運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第七条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項若しくは同法第十四条第二項若しくは第十五条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 認定総合効率化事業者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて政令で定めるもの又は一般社団法人(以下「組合等」という。)である場合にあつては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条(同法第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

4 認定総合効率化事業者たる第一種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法第三条第一項の登録を受けた者をいう。第三十条第八号において同じ。)が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

第十一条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第二十条若しくは

は第四十五条第一項の許可若しくは同法第二十五条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 第二種貨物利用運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第七条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第二十五条第一項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項、第三十一条、第四十六条第四項若しくは第四十八条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 認定総合効率化事業者が組合等である場合にあつては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う第二種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第二十六条第一項及び第二十七条(同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

4 認定総合効率化事業者たる第二種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法第二十条の許可を受けた者をいう。第三十条第八号において同じ。)が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第三十四条第一項において準用する同法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

(貨物自動車運送事業法の特例)

第十二条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 一般貨物自動車運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第七条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項の認可を受け、又は同法第九条第三項若しくは第三十二条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 認定総合効率化事業者が組合等である場合にあっては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従って行う一般貨物自動車運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物自動車運送事業法第十条第一項及び第十一条の規定は、適用しない。

第十三条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軽自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三十六条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

2 貨物軽自動車運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第七条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軽自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三十六条第一項後段、第三項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

(海上運送法の特例)

第十四条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 貨物運送一般旅客定期航路事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第七条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定

期航路事業についての海上運送法第十一条第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一条第三項若しくは第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(鉄道事業法の特例)

第十五条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業についての鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 貨物鉄道事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第七条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業についての鉄道事業法第七条第一項、第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第二十八条第一項若しくは第二十八条の二第六項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 認定総合効率化事業者たる貨物鉄道事業者(貨物鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の許可を受けた者をいう。)が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従って同法第十八条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従ってこれを変更したときも、同様とする。

(軌道法の特例)

第十六条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業についての軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、同条の規定により特許を受けたものとみなす。

2 貨物軌道事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第七条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業についての軌道法第十五

条、第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二條ノ二の許可又は同法第二十二條若しくは同法第二十六條において準用する鉄道事業法第二十七條第一項の認可を受けなければならないものについては、これらの規定により許可又は認可を受けたものとみなす。

（自動車ターミナル法の特例）

第十七條 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六條第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業についての自動車ターミナル法第三條若しくは第十一條第一項の許可を受け、又は同法第十條若しくは第十一條第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 トラックターミナル事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第七條第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業についての自動車ターミナル法第十一條第一項の許可若しくは同法第十二條第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第十條、第十一條第三項、第十二條第五項若しくは第十三條の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（倉庫業法の特例）

第十八條 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六條第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業についての倉庫業法第三條の登録若しくは同法第七條第一項の変更登録を受け、又は同條第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 倉庫業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第七條第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業についての倉庫業法第七條第一項の変更登録若しくは同法第十八條第一項の認可を受け、又は同法第七條第三項、第十七條第三項、第十九條第一項若しくは第二十條第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により変更登録若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 認定総合効率化事業者が組合等である場合にあっては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従って行う倉庫業であつて利用者を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、倉庫業法第八條第一項及び第九條の規定は、適用しない。

（港灣法の特例）

第十九條 港灣法第三十八條の二第一項の規定は、認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画（第六條第三項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。第二十四條において「特定認定総合効率化計画」という。）に従つて同法第三十八條の二第一項の規定による届出を要する行為をする場合については、適用しない。

（中小企業信用保険法の特例）

第二十條 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三條第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三條の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三條の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証（同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定総合効率化計画に記載された事業（以下「認定総合効率化事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	第三條第一項の額の合計額が	第三條第一項の額の合計額が	第三條第一項の額の合計額が
第三條第一項の額の合計額が	第三條第一項の額の合計額が	第三條第一項の額の合計額が	第三條第一項の額の合計額が
及	及	及	及
第三條第一項の額の合計額が	第三條第一項の額の合計額が	第三條第一項の額の合計額が	第三條第一項の額の合計額が
及び第三條第一項の額の合計額が	及び第三條第一項の額の合計額が	及び第三條第一項の額の合計額が	及び第三條第一項の額の合計額が

条の三第三項	
第三條の当該借入金の保証ごと、 第二第三項の額のうちの	流通業務総合効率化関連保証及びその他
条の三第三項のうちの	
二項	当該債権の保証ごと、 当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについては、中小企業信用保険法第三條第二項及び第五條の規定の適用については、同法第三條第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五條中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第二十一條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一〇一號）第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定総合効率化事業を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定総合効率化事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五條第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債

等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五條第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）

第二十二條 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品等生産業者等が実施する認定総合効率化事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証

二 食品等生産業者等が実施する認定総合効率化事業に必要な資金のあ

つせん

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八條 第一項	前條第一号に掲げる業務及び物資の流通
第十九條 第一項	第十七條第一号に掲げる業務及び物資の流通
第二十條 第一項	第二十二條第一項第一号に掲げる業務

第二十三 条第一項、 第二十四 条及び第 二十五条 第一項第 一号	第十七 条第十七 条各号 効率化法 第二十二 条第一項 各号に掲 げる業務
第二十五 条第一項 第三号	この節若しくは物資流通効率化法
第三十二 条第二号	第二十二 条第二項 の規定により読み替えて適用する第二十三 条第一項
第三十二 条第三号	第二十二 条第二項 の規定により読み替えて適用する第二十四 条

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による流通業務総合効
率化事業の推進）

第二十三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、流通業務総合効率化事業を推進するため、次の業務を行う。

- 一 認定総合効率化事業の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。
- 三 機構は、前項第一号に掲げる業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。
- 三 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

（都市計画法等による処分についての配慮）
第二十四条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、特定認定総合効率化計画に記載された事業（以下「特定認定総合効率化事業」という。）の実施のため都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定認定総合効率化

事業の用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

（工場立地法による事務の実施についての配慮）

第二十五条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、特定認定総合効率化事業についての工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）に規定する事務の実施に当たっては、当該特定認定総合効率化事業の実施が環境への負荷の低減に資することに鑑み、当該特定認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

（資金の確保）

第二十六条 国及び都道府県は、認定総合効率化事業に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮をするものとする。

（関係者の協力）

第二十七条 認定総合効率化事業者の取引の相手方その他の関係者は、当該認定総合効率化事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の措置）

第二十八条 国及び地方公共団体は、流通業務の総合化及び効率化を促進するため、情報の提供、人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び都道府県は、認定総合効率化事業者に対し、認定総合効率化事業の適確な実施に必要な助言及び協力を行うものとする。

第四節 雑則

（報告の徴収）

第二十九条 主務大臣は、認定総合効率化事業者に対し、認定総合効率化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三章 運転者の運送及び荷役等の効率化

第一節 総則

（定義）

第三十条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 貨物自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項の自動車であつて、貨物の運送の用に供するものをいう。
- 二 運転者 貨物自動車の運転者をいう。
- 三 荷待ち時間等 荷待ち時間及び荷役等時間をいう。
- 四 荷待ち時間 運転者が貨物自動車の運転の業務に従事した時間のうち、集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所において、荷主、当該場所の管理者その他国土交通省令で定める者の都合により貨物の受渡しのために待機した時間であつて、国土交通省令で定めるところにより算定されるものをいう。
- 五 荷役等時間 運転者が荷役その他貨物自動車の運転以外の業務として国土交通省令で定める業務（以下「荷役等」という。）に従事した時間であつて、国土交通省令で定めるところにより算定されるものをいう。
- 六 貨物自動車運送事業者等 貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）及び同法第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者をいう。
- 七 荷主 第一種荷主及び第二種荷主をいう。
- 八 第一種荷主 自らの事業（貨物の運送の事業を除く。）に關して繼續して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）に貨物の運送を行わせることを内容とする契約（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。）を締結する者をいう。
- 九 第二種荷主 次に掲げる者をいう。
 - イ 自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。ロにおいて同じ。）に關して繼續して貨物（自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。ロ及び第三十七条第四項において同じ。）を運転者（他の者に雇用されている運転者に限る。以下この号において同じ。）から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者
 - ロ 自らの事業に關して繼續して貨物を運転者に引き渡す者又は他の

者をして運転者に引き渡させる者
貨物自動車関連事業者 次に掲げる者をいう。

十 倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（以下「倉庫業者」という。）

イ 港灣運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に掲げる事業を經營する者であつて、当該事業について運転者との間で貨物の受渡しを行うもの

ハ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業を經營する者のうち貨物の運送を行うものであつて、当該航空運送事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者

ニ 鉄道事業法第二条第二項の第一種鉄道事業又は同条第三項の第二種鉄道事業を經營する者のうち貨物の運送を行うものであつて、当該第一種鉄道事業又は当該第二種鉄道事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者

（国の責務）

第三十一条 国は、貨物自動車運送役務（貨物自動車を用いた貨物の運送の役務をいう。以下同じ。）の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化並びに輸送される物資の貨物自動車への過度の集中の是正に關する情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の援助並びに研究開発の推進に努めなければならない。

2 国は、広報活動その他の活動を通じて、集貨又は配達に係る運転者への負荷の低減に資する施策に關して国民の理解を深めるとともに、その施策の実施に關する国民の協力を求めるよう努めなければならない。（事業者等の責務）

第三十二条 物資の流通に關する事業を行う者、その事業を利用する事業者及び物資の流通に關する施設を管理する者は、その事業の実施又はその施設の管理に關し、これらに伴う運転者への負荷の低減その他の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。（基本方針）

第三十三条 主務大臣は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に關する基本的な方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の意義及び目標に関する事項

二 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する施策に関する基本的な事項

三 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し、貨物自動車運送事業者等、荷主及び貨物自動車関連事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

四 集貨又は配達に係る運転者への負荷の低減に資する事業者の活動に関する国民の理解の増進に関する基本的な事項

五 その他貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関し必要な事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関）に協議するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 貨物自動車運送事業者等に係る措置

（貨物自動車運送事業者等の努力義務）

第三十四条 貨物自動車運送事業者等は、自らの事業に伴うその雇用する運転者への負荷の低減に資するよう当該運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るため、輸送網の集約、配送の共同化その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（貨物自動車運送事業者等の判断の基準となるべき事項）

第三十五条 国土交通大臣は、基本方針に基づき、国土交通省令で、前条に規定する措置に関し、貨物自動車運送事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（指導及び助言）

第三十六条 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等の第三十四条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当

該貨物自動車運送事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

第三節 荷主に係る措置

（荷主の努力義務）

第三十七条 第一種荷主は、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に貨物の運送を委託する場合（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行うことを委託する場合を除く。）には、当該貨物を運送する運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 貨物の運送の委託の時から貨物を引き渡し、又は受け取るべき時までの間に、貨物自動車運送事業者等が他の貨物との積合せその他の措置により、その雇用する運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量を増加させることができるよう、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を決定すること。

二 貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を決定するに当たっては、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようにすること。

三 運転者に荷役等を行わせる場合にあつては、パレットその他の荷役の効率化に資する輸送用器具（貨物自動車に積み込むものに限る。第三項において同じ。）を運転者が利用できるようにする措置その他の運転者の荷役等を省力化する措置

2 前項の規定により第一種荷主が短縮すべき荷待ち時間等は、荷待ち時間にあつては次に掲げる施設又はその周辺の場所におけるものに、荷役等時間にあつては次に掲げる施設におけるものに限られるものとする。

一 当該第一種荷主が管理する施設

二 当該第一種荷主との間で当該貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設

3 第一項に規定する運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加には、同項第三号に規定するパレットその他の荷役の効率化に資する輸送用器具を使用しないことにより増加した貨物の重量は含まれない

ものとする。

4 第二種荷主は、貨物を運転者から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させる場合には、当該貨物を運送する運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るため、次に掲げる措置（当該貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない場合にあっては、第三号に掲げる措置に限る。）を講ずるよう努めなければならない。

一 貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を運転者に指示するに当たっては、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようにすること。

二 第一種荷主が第一項第一号に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあっては、これに応じて、必要な協力を行うこと。

三 運転者に荷役等を行わせる場合であり、かつ、運転者に荷役等の方法を指示することができる場合にあっては、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査の効率的な実施その他の運転者の荷役等を省力化する措置

5 前項の規定により第二種荷主が短縮すべき荷待ち時間等は、荷待ち時間にあつては次に掲げる施設又はその周辺の場所におけるものに、荷役等時間にあつては次に掲げる施設におけるものに限られるものとする。

一 当該第二種荷主が管理する施設

二 当該第二種荷主との間で当該貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設

（荷主の判断の基準となるべき事項）

第三十八条 荷主の行う事業を所管する大臣（以下「荷主事業所管大臣」という。）は、基本方針に基づき、主務省令で、前条第一項及び第四項に規定する措置に関し、荷主の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、運転者の荷待ち時間等及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定

をするものとする。

（指導及び助言）

第三十九条 荷主事業所管大臣は、荷主の第三十七条第一項又は第四項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があるときは、当該荷主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

（国土交通大臣の意見）

第四十条 国土交通大臣は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化を図るため特に必要があると認めるときは、前条の規定の運用に関し、荷主事業所管大臣に意見を述べるることができる。

第四節 貨物自動車関連事業者に係る措置

（貨物自動車関連事業者の努力義務）

第四十一条 倉庫業者は、自ら管理する施設又はその周辺における運転者の荷待ち時間及び当該施設における運転者の荷役等時間の短縮を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 第一種荷主から寄託を受けた貨物の受渡しを行う日及び時刻を運転者に伝達するに当たっては、当該第一種荷主が決定した貨物の受渡しを行うべき時間帯における当該施設の状況を考慮して、停留場所の数のその他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようにすること。

二 第二種荷主から寄託を受けた貨物の受渡しを行う日及び時刻を運転者に伝達するに当たっては、当該第二種荷主が指示した貨物の受渡しを行うべき時間帯における当該施設の状況を考慮して、停留場所の数のその他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようにすること。

三 運転者に荷役等を行わせる場合にあっては、荷役等に係る停留場所の拡張、荷役等に先行する貨物の搬出又は荷役等に後続する貨物の搬入の迅速な実施その他の運転者が行う荷役等の円滑な実施を図るための措置

2 倉庫業者以外の貨物自動車関連事業者(第四十三条第二項において「貨物自動車関連輸送事業者」という。)は、自ら管理する施設における運転者の荷役等時間の短縮を図るため、前項第三号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(貨物自動車関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第四十二条 国土交通大臣は、基本方針に基づき、国土交通省令で、前条に規定する措置に関し、貨物自動車関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、運転者の荷待ち時間等の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第四十三条 国土交通大臣は、倉庫業者の第四十一条第一項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該倉庫業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

2 国土交通大臣は、貨物自動車関連輸送事業者の第四十一条第二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該貨物自動車関連輸送事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

第五節 貨物自動車運送事業者に係る特別の措置等

第一款 第一種荷主との間で運送契約を締結する場合における貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に係る特別の措置

第四十四条 第一種荷主との間で運送契約を締結する貨物自動車運送事業者は、当該第一種荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送(貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用する場合は、その利用する運送に係る貨物について当該第一種荷主からその実施する第三十七条第一項に規定する措置に関し協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

2 第一種荷主との間で運送契約を締結する貨物利用運送事業者は、当該

第一種荷主から引き受けた貨物の運送について貨物自動車運送事業者又は他の貨物利用運送事業者の行う運送(貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用する場合は、その利用する運送に係る貨物について当該第一種荷主からその実施する第三十七条第一項に規定する措置に関し協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

第二款 連鎖化事業者に係る措置

(連鎖化事業者の努力義務)

第四十五条 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業者であつて、当該契約に基づき、当該契約の相手方(以下この条において「連鎖対象者」という。)と運転者との間の貨物の受渡しの日及び時刻又は時間帯を運転者に指示することができるもの(以下「連鎖化事業者」という。)は、当該連鎖対象者が取り扱う貨物(当該連鎖対象者が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するものと並びに当該連鎖化事業者が当該契約に基づき受渡しの日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができないものを除く。以下この款において同じ。)について、当該連鎖対象者が運転者から受け取り、又は他の者をして運転者から受け取らせる場合には、当該貨物を運送する運転者の荷待ち時間の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を運転者に指示するに当たっては、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようにすること。

二 第一種荷主が第三十七条第一項第一号に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあっては、これに応じて、必要な協力を行うこと。

2 前項の規定により連鎖化事業者が短縮すべき荷待ち時間は、次に掲げる施設又はその周辺の場所におけるものに限られるものとする。

一 当該連鎖対象者が管理する施設

二 当該連鎖対象者との間で当該貨物に係る寄託契約を締結した者が管

理する施設

(連鎖化事業者の判断の基準となるべき事項)

第四十六条 連鎖化事業者の行う事業を所管する大臣(以下「連鎖化事業所管大臣」という。)は、基本方針に基づき、主務省令で、前条第一項に規定する措置に関し、連鎖化事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、運転者の荷待ち時間及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第四十七条 連鎖化事業所管大臣は、連鎖化事業者の第四十五条第一項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該連鎖化事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言を行うことができる。

(国土交通大臣の意見)

第四十八条 国土交通大臣は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化を図るため特に必要があると認めるときは、前条の規定の運用に関し、連鎖化事業所管大臣に意見を述べることができる。

第六節 雑則

第四十九条 国は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化のために必要があると認めるときは、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第四十二条第一項及び第四十六条第一項に規定する判断の基準となるべき事項について調査を行い、その結果を公表するものとする。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第五十条 第二章における主務大臣は、政令で定めるところにより、国土交通大臣、経済産業大臣又は農林水産大臣とする。

2 第三十三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣とする。

3 第二章における主務省令は、第一項に定める主務大臣の発する命令とする。

4 前章第三節における主務省令は、荷主事業所管大臣の発する命令とする。

5 前章第五節第二款における主務省令は、連鎖化事業所管大臣の発する命令とする。

(都道府県が処理する事務)

第五十一条 第二章に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第五十二条 第二章に規定する主務大臣の権限並びに前章第三節に規定する荷主事業所管大臣及び同章第五節第二款に規定する連鎖化事業所管大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第五章 罰則

第五十三条 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第五十四条 第二十三条第二項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

○物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）

（中小企業者の範囲）

第一条 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第四条第十七号ホに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

2 法第四条第十七号チの政令で定める組合及びその連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会

（特定流通業務施設の区分）

第二条 第六条第三項第一号の政令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 卸売市場
- 二 倉庫（倉庫業（倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。第五条第三項第二号において同じ。）の用に供するものに限る。）
- 三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設（法第四条第三号に規定する流通業務施設をいう。以下同じ。）であつて、中小企業流通業務総合効率化事業（中小企業者（同条第十七号に規定する中小企業者をいう。第四条第二項において同じ。）が実施する流通業務総合効率化事

業（法第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の用に供するもの

四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設

（貨物利用運送事業法の特例に係る組合又はその連合会）

第三条 法第十条第三項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会
- 二 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 三 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- 四 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- 五 商工組合又は商工組合連合会
- 六 森林組合又は森林組合連合会

（保険料率）

第四条 法第二十条第三項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第二項に規定する無担保保険（次項において「無担保保険」という。）にあつては○・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同法第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この項において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同法第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この項において同じ。）の場合、○・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては○・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合、○・一五パーセント）とする。

2 前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ○・〇六二五パーセントを加えた率とする。（主務大臣）

第五条 法第五条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第一項に規定する基本方針のうち、同条第二項第四号に掲げる事項に係る

部分については国土交通大臣、同項第五号に掲げる事項に係る部分については経済産業大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣とする。

2

法第六条第一項並びに第四項及び第十項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。第七条において同じ。）、第七条第一項及び第二項並びに第二十九条における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業又は港湾流通拠点地区（法第四条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。）において特定流通業務施設（法第四条第三号に規定する特定流通業務施設をいう。以下同じ。）の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

一 中小企業流通業務総合効率化事業 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める大臣

イ 貨物流通事業者（貨物の輸送、保管その他の流通のうち国土交通省の所掌に係るものの事業を行う者をいう。以下この項において同じ。）が実施するもの 国土交通大臣及び経済産業大臣

ロ 食品等生産業者等（法第四条第十八号に規定する食品等生産業者等をいう。以下この項において同じ。）が実施するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

ハ 貨物流通事業者及び食品等生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣

二 前号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業 イからニまでの区分に応じ、それぞれイからニまでに定める大臣

イ 貨物流通事業者が実施するもの 国土交通大臣

ロ 食品等生産業者等が実施するもの（ハに掲げるものを除く。） 農林水産大臣

ハ 食品等生産業者等が実施するもののうち、法第四条第一号に規定する流通業務の効率化を図るための情報処理システム、設備又は一連の措置（物資の種類を問わず利用し、又は実施し得るものに限る。）を導入するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

ニ 貨物流通事業者及び食品等生産業者等以外の者が実施するもの

経済産業大臣

3

法第九条第一項及び第二項における主務大臣は、次の各号に掲げる特定流通業務施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 卸売市場 農林水産大臣

二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。） 国土交通大臣

三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業流通業務総合効率化事業の用に供するもの 経済産業大臣

四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設 国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣

（都道府県が処理する事務）

第六条

法第六条第一項及び第四項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限（一の都道府県の区域内のみにいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）に属する事務は、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（権限の委任）

第七条

法第六条第一項、第四項及び第十項、第七条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第六条第八項、第九項及び第十二項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。）並びに第七条第三項の規定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）、法第四条第十四号に規定する貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。）並びに法第九条第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限（当該区域内のみにいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

2

法第六条第一項、第四項及び第十項、第七条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権

限並びに法第六条第八項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（いづれも一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもののうち港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る。）並びに法第六条第十一項及び第十三項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（当該区域内のみにいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

3 法第六条第一項、第四項及び第十項、第七条第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限（一の経済産業局の管轄区域内のみにいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものを除く。）は、当該区域を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第六条第一項、第四項及び第十項、第七条第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限（一の地方農政局又は北海道農政事務所の管轄区域内のみにいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。

5 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣（法第三十八条第一項に規定する荷主事業所管大臣をいう。以下同じ。）の権限のうち財務大臣に属する権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）は、荷主（法第三十条第七号に規定する荷主をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任する。

6 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。

7 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

8 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任する。

9 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち環境大臣に属する権限（環境省令で定める事業を行う荷主に係るものに限る。）は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。

10 法第四十七条の規定による連鎖化事業所管大臣（法第四十六条第一項に規定する連鎖化事業所管大臣をいう。次項において同じ。）の権限のうち農林水産大臣に属する権限は、連鎖化事業者（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。

11 法第四十七条の規定による連鎖化事業所管大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

○物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に関して総合効率化計画に記載すべき事項）

第一条 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第六条第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定流通業務施設の整備を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定流通業務施設の整備の実施時期
- 三 特定流通業務施設が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する営業所及び自動車車庫（以下「営業所等」という。）を有する場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 営業所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ロ 営業所の名称及び位置
 - ハ 営業所に配置する事業用自動車の数
 - ニ 自動車車庫の位置及び収容能力
 - ホ 営業所等において行う業務の内容

（特定流通業務施設の基準）

第二条 法第六条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第二条第一号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる社会資本等の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

イ 高速自動車国道のインターチェンジ等（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道（まだ供用の開始がないものを除く。以下「高速自動車国道」という。）又は道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路（高速自動車国道に接続しているものに

限り、まだ供用の開始がないものを除く。）と同法第三条第二号に規定する一般国道、同条第三号に規定する都道府県道又は同条第四号に規定する市町村道（いずれも同法第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。）を連結させるための施設をいう。）

- ロ 鉄道の貨物駅
- ハ 港湾
- ニ 漁港
- ホ 空港
- ヘ 流通業務団地
- ト 工業団地

二 その取扱品目がイからニまでに掲げる品目のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれイからニまでに定める面積以上の卸売場を有するものであること。

- イ 青果物（野菜及び果実をいう。） 九百九十平方メートル
- ロ 水産物 六百平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあっては、九百九十平方メートル）
- ハ 肉類 三百平方メートル
- ニ 花き 六百平方メートル

三 温度を調節する機能を備えた卸売場又は保管所のいずれかを有するものであること。

四 次のいずれかを有するものであること。

- イ 営業所等
- ロ 到着時刻表示装置（特定流通業務施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該特定流通業務施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）
- ハ ターレット式構内運搬自動車（電気又はガスを動力源とするものに限り。）及び動力の供給装置

ニ 大型車対応荷さばき・転回場（特定流通業務施設に設けられた貨物の搬出入場所であつて、その前面に奥行き十五メートル以上の空地を有するものをいう。以下同じ。）

五 データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）を有するものであること。

六 流通加工の用に供する設備を有するものであること。

2 法第六条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 前項第一号イからトまでに掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

二 特定流通業務施設の主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

三 非常用データ保存システム（特定流通業務施設内において取り扱う貨物に関するデータを当該特定流通業務施設外の適当な場所において保存するシステムであつて、非常時において当該場所において保存された当該データを活用するために必要となる通信の機能及び電源を備えるものに限る。）を有するものであること。

四 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。以下同じ。）を有するものであること。

五 大型車対応荷さばき・転回場を有するものであること。

六 貯蔵槽倉庫（倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）第三条の九第一項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。以下同じ。）にあつては、次のいずれにも該当するものであること。ただし、へ（3）に規定する特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあつては、ハに該当することを要しない。

イ その容積が六千立方メートル以上のものであること。

ロ 搬入用自動運搬装置（貨物の搬入口から貯蔵槽内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに

搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を有するものであること。

ハ 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であつて、自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものをいう。以下同じ。）を有するものであること。

ニ くん蒸ガス循環装置（貯蔵槽倉庫内の臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）を有するものであること。

ホ くん蒸ガス保有力（貯蔵槽倉庫の容積一立方メートルにつき臭化メチルを十グラム使用した場合の四十八時間後における当該臭化メチルの残存率をいう。）が主務大臣の定める基準以上であること。

ヘ 次のいずれかを有するものであること。

(1) 営業所等

(2) 到着時刻表示装置

(3) 特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）

七 冷蔵倉庫（倉庫業法施行規則第三条の十一第一項に規定する冷蔵倉庫をいう。以下同じ。）にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ その容積が六千立方メートル以上のものであること。

ロ 高規格バース（特定流通業務施設の一の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）をいう。以下同じ。）を有するものであること。

ハ 強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置のうち室温の調整を自動で行うものであつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）を有するものであること。

二 次のいずれかを有するものであること。

(1) 営業所等

(2) 到着時刻表示装置

ホ 倉庫内における作業の効率化を図るために、次のいずれかを有するものであること。

(1) 無人搬送車（自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であつて、主務大臣の定めるものをいう。）

(2) 自動化保管装置（貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であつて、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。）

(3) 高度荷さばき装置（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであつて貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であつて貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。）

(4) 自動検品システム（スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。）

ヘ 地震による貨物の荷崩れのおそれがあると認められるものにあつては、これを相当程度防止するために、次のいずれかを有するものであること。

(1) 保管場所免震装置（貨物又は保管棚と床との間に設置するものであつて、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。）

(2) 保管棚制震装置（保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであつて、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。）

(3) 保管棚固定装置（保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。）

(4) 貨物落下防止装置（保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。）

(5) パレット連結装置（貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。）

(6) 貨物・パレット一体包装装置（貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。）

八 貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設にあつては、次のいずれにも該当するものであること。ただし、ランプウェイ構造を有する場合にあつては、ロに該当することを要しない。

イ その床面積が三千平方メートル（当該特定流通業務施設の階数が二以上のものにあつては、六千平方メートル）以上のものであること。

ロ 当該特定流通業務施設の階数が二以上のものにあつては、最大積載荷重が二トン以上のエレベーターを有するものであること。

ハ 前号ロ及びニからヘまでに該当するものであること。

九 前項第五号及び第六号に該当するものであること。

3 法第六条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第三号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 第一項第一号イからトまでに掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内、地場産業が集積している地域の周辺の区域内、商店街の区域内その他これらに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地するものであること。

二 次のいずれかを有するものであること。

イ 営業所等

ロ 到着時刻表示装置

ハ 大型車対応荷さばき・転回場

ニ 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置

ホ 高規格バース

三 第一項第五号及び第六号に該当するものであること。

4 法第六条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第四号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 次号に規定する上屋以外の特定流通業務施設にあつては、第一項第五号及び第六号、第二項第一号及び第八号イ並びに前項第二号に該当するものであること。

二 貨物流通事業者が実施する流通業務総合効率化事業の用に供する上屋にあつては、第一項第五号及び第六号、第二項第八号イ並びに前項第一号及び第二号に該当するものであること。ただし、商店街の区域内その他これに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地する上屋にあつては、第二項第八号イに該当すること
を要しない。

(総合効率化計画の認定の申請)

第三条 法第六条第一項の規定により総合効率化計画の認定を受けようとする総合効率化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 流通業務総合効率化事業の実施区域
- 三 中小企業流通業務総合効率化事業又はそれ以外の流通業務総合効率化事業の別

四 法第六条第二項各号に掲げる事項

五 法第六条第三項各号に掲げる事項（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設を整備する場合に限る。）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ロ 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為の謄本
- ロ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類
- 三 個人にあつては、次に掲げる書類
- イ 戸籍抄本
- ロ 資産調書

四 特定流通業務施設の平面図、立面図及び断面図、社会資本等との位置関係を明らかにする図面並びに特定流通業務施設が有する設備の能力を説明する書類（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設を整備する場合に限る。）

3 第一項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けよ

うとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項各号に掲げる書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（同項各号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

4 第一項の場合において、法第九条第三項の規定の適用を受けようとするときは、前二項の規定にかかわらず、第五条第二項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

5 第一項の申請書は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条第一項から第四項までの規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める当該事業の主たる実施区域を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事（次条第五項において「所管地方支分部局长等」という。）を経由して主務大臣に提出しなければならない。

- 一 港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業 地方整備局長又は北海道開発局長
- 二 貨物流通事業者が実施する流通業務総合効率化事業（前号に掲げるものを除く。） 地方運輸局長
- 三 食品等生産業者等が実施する流通業務総合効率化事業（前二号に掲げるものを除く。） 地方農政局長又は北海道農政事務所長
- 四 中小企業流通業務総合効率化事業（前三号に掲げるものを除く。） 都道府県知事
- 五 前各号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業 経済産業局長

(総合効率化計画の変更の認定の申請)

第四条 法第七条第一項の規定により総合効率化計画の変更の認定を受けようとする認定総合効率化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該総合効率化計画に係る流通業務総合効率化事業の実施状況を記載した書類

二 当該総合効率化計画の変更が前条第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類

3 第一項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項各号に掲げる書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（同項各号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

4 第一項の場合において、法第九条第三項の規定の適用を受けようとするときは、前二項の規定にかかわらず、次条第二項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

5 第一項の申請書は、前条第五項各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条第一項から第四項までの規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める所管地方支分部局長等を経由して主務大臣に提出しなければならない。

（特定流通業務施設の確認の申請）

第五条 法第九条第一項の規定により特定流通業務施設の計画の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 流通業務総合効率化事業の実施区域

三 法第六条第三項各号に掲げる事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該特定流通業務施設の平面図、立面図及び断面図並びに社会資本等との位置関係を明らかにする図面

二 当該特定流通業務施設が令第二条第二号に掲げる区分に該当する場合にあっては、倉庫業法施行規則第二条第二項第一号イからハまで及びホに掲げる書類

3 第一項の申請書は、次の各号に掲げる特定流通業務施設（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該施設に係る主務大臣の権限が令第七条第一項から第四項までの規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該

各号に定める特定流通業務施設の所在地を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事を経由して主務大臣に提出しなければならない。

一 卸売市場 地方農政局長

二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。） 地方運輸局長

三 前二号に掲げるものの以外の流通業務施設であつて、中小企業流通業務総合効率化事業の用に供するもの 都道府県知事

四 前三号に掲げるものの以外の流通業務施設 地方運輸局長

（特定流通業務施設の確認の有効期間）

第六条 法第九条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

別表第一（第三条関係）

規定		事項	書類
法第 十 条 第 一 項	貨物利用運送事業 法（平成元年法律 第八十二号）第三 条第一項の登録に 係る部分	貨物利用運送事業 法第四条第一項各 号に掲げる事項	貨物利用運送事業 法施行規則（平成 二年運輸省令第二 十号）第四条第二 項各号に掲げる書 類
法第 十 条 第 四 項	貨物利用運送事業 法第七条第一項の 変更登録に係る部 分	貨物利用運送事業 法施行規則第九条 第一項各号に掲げ る事項	貨物利用運送事業 法施行規則第九条 第二項に規定する 書類
法第 十 条 第 五 項	貨物利用運送事業 法第七条第三項の 規定による届出に 係る部分	貨物利用運送事業 法施行規則第十条 第一項各号に掲げ る事項	貨物利用運送事業 法施行規則第十条 第二項に規定する 書類
法第 十 一 条 第 一 項	貨物利用運送事業 法第二十条の許可 に係る部分	貨物利用運送事業 法第二十一条第一 項各号に掲げる事 項	貨物利用運送事業 法施行規則第十九 条第一項各号に掲 げる書類

一 項		法 第 一 項		法 第 十 一 項		法 第 十 二 項	
貨物利用運送事業 法の第二十五條第一 項の認可に係る部 分	貨物利用運送事業 法の第二十五條第三 項の規定による届 出に係る部分	貨物利用運送事業 法の第四十五條第一 項の許可に係る部 分	貨物利用運送事業 法の第四十六條第二 項の認可に係る部 分	貨物利用運送事業 法の第四十六條第四 項の規定による届 出に係る部分	貨物利用運送事業 法の第三十四條第一 項において準用す る同法第十一條の 規定による届出に 係る部分	貨物自動車運送事 業法第三條の許可	貨物自動車運送事 業法第三條の許可
貨物利用運送事業 法施行規則第二十 條第一項各号に掲 げる事項	貨物利用運送事業 法施行規則第二十 條第二項各号又 は第二十二條第二 項各号に掲げる事 項	貨物利用運送事業 法施行規則第三十 九條第一項各号に 掲げる事項	貨物利用運送事業 法施行規則第二十 條第一項各号に掲 げる事項	貨物利用運送事業 法施行規則第二十 條第二項各号又 は第二十二條第二 項各号に掲げる事 項	貨物利用運送事業 法施行規則第二十 條第二項各号に掲 げる事項	貨物自動車運送事 業法第四條第一項	貨物自動車運送事 業法第四條第一項
貨物利用運送事業 法施行規則第二十 條第二項に規定す る書類	貨物利用運送事業 法施行規則第二十 條第三項又は第 二十二條第三項に 規定する書類	貨物利用運送事業 法施行規則第三十 九條第二項各号に 掲げる書類	貨物利用運送事業 法施行規則第二十 條第二項に規定す る書類	貨物利用運送事業 法施行規則第二十 條第三項又は第 二十二條第三項に 規定する書類	貨物利用運送事業 法施行規則第二十 條第三項に規定す る書類	貨物自動車運送事 業法施行規則（平	貨物自動車運送事 業法施行規則（平

条 第 一 項		法 第 十 三 條		法 第 十 四 條	
貨物自動車運送事 業法第九條第一項 の認可に係る部分	貨物自動車運送事 業法第九條第三項 の規定による届出 に係る部分	貨物自動車運送事 業法第三十六條第 一項前段の規定に よる届出に係る部 分	貨物自動車運送事 業法第三十六條第 一項後段の規定に よる届出に係る部 分	海上運送法（昭和 二十四年法律第百 八十七号）第三條 第一項の許可に係 る部分	海上運送法第十一 條第一項の認可に 係る部分
貨物自動車運送事 業法施行規則第五 條第一項各号に掲 げる事項	貨物自動車運送事 業法施行規則第六 條第二項各号又は 第七條第二項各号 に掲げる事項	貨物自動車運送事 業法施行規則第三 十三條第一項各号 に掲げる事項	貨物自動車運送事 業法施行規則第三 十三條第三項各号 に掲げる事項	海上運送法施行規 則（昭和二十四年 運輸省令第四十九 号）第二條第一項 各号に掲げる事項	海上運送法第十一 條第八條各号に掲 げる事項
貨物自動車運送事 業法施行規則第五 條第二項に規定す る書類	貨物自動車運送事 業法施行規則第六 條第三項又は第七 條第三項に規定す る書類	貨物自動車運送事 業法施行規則第三 十三條第二項に規 定する書類	貨物自動車運送事 業法施行規則第三 十三條第四項に規 定する書類	海上運送法施行規 則第二條第二項各 号に掲げる書類	

法第十五条第一項	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の許可に係る部分	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の許可に係る部分	鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二条第二項各号に掲げる書類及び図面	鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二条第二項各号に掲げる書類及び図面	分	項
法第十五条第三項	鉄道事業法第十八条の規定による届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十六条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十六条第二項各号に掲げる書類	鉄道事業法施行規則第三十六条第二項各号に掲げる書類	項	項
法第十六条第一項	軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許に係る部分		軌道法施行規則（大正十二年内務省令第一号）第一条第一項各号に掲げる書類及び図面並びに同条第二項に規定する事由書	軌道法施行規則（大正十二年内務省令第一号）第一条第一項各号に掲げる書類及び図面並びに同条第二項に規定する事由書		
法第十七条第一項	自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条の許可に係る部分	自動車ターミナル法第四条第一項各号に掲げる事項	自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）第一条第一項各号に掲げる書類	自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）第一条第一項各号に掲げる書類	自動車ターミナル法	自動車ターミナル法

法 第 十 二 条 第 二 項		法 第 十 三 条 第 二 項	
貨物自動車運送事 業法第九條第一項 の認可に係る部分	貨物自動車運送事 業法第九條第三項 の規定による届出 に係る部分	貨物自動車運送事 業法第三十二條の 規定による届出に 係る部分	貨物自動車運送事 業法第三十六條第 一項後段の規定に よる届出に係る部 分
貨物自動車運送事 業法施行規則第五 條第一項各号に掲 げる事項	貨物自動車運送事 業法施行規則第六 條第二項各号又は 第七條第二項各号 に掲げる事項	貨物自動車運送事 業法施行規則第二 十條各号に掲げる 事項	貨物自動車運送事 業法施行規則第三 十三條第三項各号 に掲げる事項
貨物自動車運送事 業法施行規則第五 條第二項に規定す る書類	貨物自動車運送事 業法施行規則第六 條第三項又は第七 條第三項に規定す る書類		貨物自動車運送事 業法施行規則第三 十三條第四項に規 定する書類

法 第 十 四 条 第 二 項		法 第 十 五 条 第 二 項	
三項の規定による 届出に係る部分	貨物自動車運送事 業法第三十六條第 四項の規定による 届出に係る部分	海上運送法第十八 條第四項の認可に 係る部分	鉄道事業法第七條 第一項の認可に係 る部分
十四條第一項各号 に掲げる事項	貨物自動車運送事 業法施行規則第三 十四條第二項各号 に掲げる事項	海上運送法施行規 則第十九條第一項 各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規 則第七條第一項各 号に掲げる事項
		海上運送法施行規 則第十七條第二項 各号に掲げる書類	鉄道事業法施行規 則第七條第二項に 規定する書類及び 図面
		海上運送法施行規 則第十六條第二項 各号に掲げる書類	
		海上運送法第十八 條第一項の認可に 係る部分	
		海上運送法第十五 條第一項又は第二 項の規定による届 出に係る部分	
		海上運送法第十五 條第一項の認可に 係る部分	
		海上運送法第十一 條第一項の認可に 係る部分	
		海上運送法第十一 條第三項の規定に よる届出に係る部 分	

法 第 十 八 条 第 二 項	法 第 十 九 条					
倉庫業法第七條第一項の変更登録に係る部分	倉庫業法第七條第三項の規定による届出に係る部分	倉庫業法第十七條第三項の規定による届出に係る部分	倉庫業法第十八條第一項の認可に係る部分	倉庫業法第十九條第一項の規定による届出に係る部分	倉庫業法第二十條第一項の規定による届出に係る部分	港灣法第三十八條の二第一項の規定による届出に係る部分
倉庫業法施行規則第四條第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第四條の二第二項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第十三條第一項各号又は第十四條第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第十五條第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第十七條第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第十九條第一項各号に掲げる事項	港灣法施行規則第五條第一項に規定する臨港地区内行為届出書に記載すべき事項
倉庫業法施行規則第四條第二項各号に掲げる書類	倉庫業法施行規則第四條の二第三項各号に掲げる書類	倉庫業法施行規則第十三條第二項各号又は第十四條第二項各号に掲げる書類	倉庫業法施行規則第十五條第二項各号に掲げる書類	倉庫業法施行規則第十七條第二項に規定する書類		港灣法施行規則第五條第二項各号に掲げる書類

○国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第百号）

（道路管理者の意見の聴取）

第一条 国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第五十二条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者）は、法第六条第一項の認定の申請があつた場合には、同条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道事業（法第四条第十四号に規定する貨物軌道事業をいう。次条において同じ。）を実施する区域を管轄する道路管理者（次項において「関係道路管理者」という。）の意見を徴しなければならない。

2 関係道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により意見を求められたときは、期限を指定して、当該地方公共団体の議会の意見を徴しなければならない。

（道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第二条 法第六条第八項ただし書の国土交通省令で定める場合は、同条第二項第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の内容に貨物軌道事業が含まれない場合とする。

（総合効率化計画の変更の認定）

第三条 前二条の規定は、法第七条第一項の変更の認定の申請があつた場合について準用する。

（法第八条第一項の国土交通省令で定める埋立地）

第四条 法第八条第一項の国土交通省令で定める埋立地は、同項の指定の時に於いて次のいずれかに該当する埋立地とする。

一 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第二項の竣功認可の告示があつた日から十年を経過した埋立地（港湾管理者又は港湾管理者の出資に係る法人が港湾の開発、利用及び保全に密接に関連する施設を整備するため所有する埋立地であつて建築物その他の構築物（仮設のものを除く。）の用に供されていないものを除く。）

二 住宅又は教育施設の用に供する埋立地その他の港湾の開発、利用及び保全に密接に関連する施設の整備を図る必要がない埋立地（荷待ち時間）

第五条

法第三十条第四号の国土交通省令で定める者は、連鎖化事業者（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）とする。

1 法第三十条第四号の国土交通省令で定めるところにより算定される時間は、運転者（同条第二号に規定する運転者をいう。以下同じ。）が集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所（以下この項において「集貨場所等」という。）に到着した時刻（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる時刻）から荷役等（同条第五号に規定する荷役等をいう。次条第二項において同じ。）を開始した時刻までの時間（荷主（法第三十条第七号に規定する荷主をいう。）、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者（次条第一項において「荷主等」という。）の都合により待機した時間に限る。）とする。

一 決定された貨物の受渡しを行う時刻若しくは時間帯の開始時刻又は運転者が指示若しくは伝達された貨物の受渡しを行う時刻若しくは時間帯の開始時刻よりも前に集貨場所等に到着した場合 これらの時刻二 到着後速やかに受付その他これに類する行為を行った場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該行為を行った時刻

（荷役等時間）

第六条 法第三十条第五号の国土交通省令で定める業務は、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査、貨物の荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベルの貼付け、代金の取立て又は立替え、荷主等が行う荷役への立会いその他の通常同条第一号に規定する貨物自動車の運転の業務に附帯する業務とする。

2 法第三十条第五号の国土交通省令で定めるところにより算定される時間は、運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間（荷役等に従事していない時間を除く。）とする。

○物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る
都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成二十八年内閣府・
国土交通省令第三号）

（都道府県公安委員会への書面の送付）

第一条 国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第五十二条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあつては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第六条第一項の認定の申請（以下「認定申請」という。）があつた場合には、同条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、貨物軌道事業又はトラックターミナル事業を実施する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る申請書の写しを添えて、意見を求める旨の書面を送付するものとする。

（意見の提出）

第二条 関係公安委員会は、前条に規定する書面の送付を受けたときは、当該書面の送付を受けた日から二十日以内に国土交通大臣に対し、意見を提出するものとする。

（意見を聴く必要がない場合）

第三条 法第六条第八項ただし書の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六条第二項第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の内容（次号において「事業内容」という。）に貨物軌道事業又はトラックターミナル事業のいずれもが含まれない場合
- 二 事業内容に貨物軌道事業が含まれ、かつ、トラックターミナル事業が含まれない場合であつて、貨物軌道事業（法第七条第二項に規定する認定総合効率化計画に従つて行われていたものに限る。）に係る線路及び停留場の使用の廃止に伴つて他の軌道経営者（軌道法（大正十一年法律第七十六号）による軌道経営者をいう。）が新たに当該線路及び停留場と同一の線路及び停留場の位置により運行しようとする場合（処分の通知）

第四条 国土交通大臣は、第二条の規定による関係公安委員会の意見の提出があつた認定申請について、法第六条第四項の認定に関する処分を行

つたときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。

（総合効率化計画の変更の認定）

第五条 前各条の規定は、法第七条第一項の規定による変更の認定の申請があつた場合について準用する。

○貨物自動車運送事業者等の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和七年国土交通省令第五号）

（運転者の運送及び荷役等の効率化の実施の原則）

第一条 貨物自動車運送事業者等は、物資の流通の効率化に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第一項の基本方針に定められた貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の目標を達成するため、その運送する貨物の特性及び従業者の安全その他の必要な事情に配慮した上で、運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るための措置を計画的かつ効率的に実施するものとする。

（運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加）

第二条 貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十四条に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同条に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

- 一 一の貨物自動車に複数の荷主の貨物を積み合わせて運送することその他の措置により、輸送網を集約すること。
- 二 荷主、連鎖化事業者、他の貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者と協議を行うことその他の措置により、配送の共同化を行うこと。
- 三 運送の帰路において貨物自動車に貨物を積載することその他の措置により、貨物自動車の走行距離に占める貨物を積載した状態における走行距離の割合を増加させること。
- 四 配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。
- 五 輸送する貨物の量に応じた大型の貨物自動車の導入その他の措置により、貨物自動車に積載することができる貨物の重量を増加させること。

（実効性の確保等）

第三条 貨物自動車運送事業者等は、前条に規定する取組の実効性を確保

するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下この条において「効率化」という。）のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。
- 二 必要に応じて荷主に対し、複数の荷主の貨物を積み合わせて運送することその他の措置を実施するために必要な運賃の設定、パレットその他の輸送用器具の利用その他の効率化に資する措置に関する提案をすること。
- 三 物資の流通に係るデータの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）を実施することその他の措置により、多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。
- 四 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図ること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。
- 五 貨物自動車運送事業者等は、前条に規定する取組を実施することにより運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図る際には、テールゲートリフター（貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。）の導入、貨物の積卸しのための施設の整備その他の措置を講ずることにより、当該取組を実施することに伴い増加する運転者の負荷の低減に配慮するものとする。
- 六 貨物自動車運送事業者等は、前条に規定する取組を実施することにより運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図る際には、関係法令の規定を遵守し、過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するものとする。

○荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令（令和七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

（運転者の運送及び荷役等の効率化の実施の原則）

第一条 荷主は、物資の流通の効率化に関する法律（以下「法」という。）第三十三条第一項の基本方針に定められた貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の目標を達成するため、その事業の特性及び従業者の安全その他の必要な事情に配慮した上で、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るための措置を計画的かつ効率的に実施するものとする。

（運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加）

第二条 第一種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第一項第一号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一 貨物の運送の委託の時から貨物を引き渡し、又は受け取るべき時までの間に、貨物自動車運送事業者等が他の貨物との積合せ、配送の共同化、運送の帰路における車両への貨物の積載その他の措置を講ずるために必要な時間を把握することその他の措置により、当該時間を確保すること。

二 貨物の量の平準化を図ること、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯の集約を図ることその他の措置により、貨物の出荷量及び入荷量の適正化を図ること。

三 配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの

導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。

四 前三号に掲げる取組が適切かつ円滑に行われるよう、開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の運送に係る業務に係る各部門間の連携を促進すること。

2 第二種荷主は、次に掲げる取組を行うことより、法第三十七条第四項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一 第一種荷主が前項第一号から第三号までに掲げる取組を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議した旨を申し出た場合にあっては、これに応じて、必要な協力を行うこと。

二 前号に掲げる取組が適切かつ円滑に行われるよう、開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の受渡しに係る業務に係る各部門間の連携を促進すること。

（運転者の荷待ち時間の短縮）

第三条 第一種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第一項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一 停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。

二 当該第一種荷主が管理する施設において到着時刻表示装置（施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用し

て貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。次項第二号において同じ。）を導入し、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻又は時間帯を調整すること。

三 当該第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対する寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うことその他の措置により、当該者が管理する施設における貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。

2 第二種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第四項第一号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一 停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。

二 当該第二種荷主が管理する施設において到着時刻表示装置を導入し、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻又は時間帯を調整すること。

三 当該第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対する寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うことその他の措置により、当該者が管理する施設における貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。

（運転者の荷役等時間の短縮）

第四条

第一種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第一項第三号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取

組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一 パレットその他の荷役の効率化に資する輸送用器具を導入すること、一貫パレチゼーション（輸送、荷役又は保管の各段階において同一のパレットを使用することをいう。）の実現のために標準仕様パレット（縦一・メートル、横一・メートルのパレットをいう。）その他の標準化された規格に適合するパレットを使用すること、運転者の荷役等を省力化するための貨物の荷造りを行うこと、フォークリフト又は荷役等を行う人員を適切に配置することその他の措置により、荷役等の効率化を図ること。

二 第二種荷主、倉庫業者又は貨物自動車運送事業者等に対して貨物に係る情報を事前に通知すること、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査（以下この号及び次項において「検査」という。）を効率的に実施するための機械を導入することその他の措置により、検査の効率化を図ること。

三 荷役等に係る停留場所を貨物の量にに応じて適正に確保することその他の措置により、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること。

2 第二種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第四項第三号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一 検査を効率的に実施するための機械を導入することその他の措置により、検査の効率化を図ること。

二 フォークリフト又は荷役等を行う人員を適切に配置することその他の措置により、荷役等の効率化を図ること。

三 荷役等に係る停留場所を貨物の量にに応じて適正に確保することその他の措置により、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること。

（実効性の確保）

第五条 荷主は、前三条に規定する取組の実効性を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下この条において「効率化」という。）のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。

二 運転者の荷待ち時間等及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。

三 当該荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対し、前二条に規定する取組その他の当該者が管理する施設における荷待ち時間等の短縮のための取組に関する提案をするとともに、当該者から当該提案を受けた場合にあつては、当該提案に基づき必要な措置を講ずること。

四 物資の流通に係るデータの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することという。）を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。

五 運送役務の内容その他の事情に応じた価格の設定をすることその他の措置により、関係事業者が貨物の運送に関する費用を把握することができるようにすること。

六 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。

○貨物自動車関連事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和七年国土交通省令第六号）

（運転者の運送及び荷役等の効率化の実施の原則）

第一条 倉庫業者は、物資の流通の効率化に関する法律（以下「法」という。）第三十三条第一項の基本方針に定められた貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の目標（次項において「目標」という。）を達成するため、その取り扱う貨物の特性及び従業者の安全その他の必要な事情に配慮した上で、運転者の荷待ち時間等の短縮を図るための措置を計画的かつ効率的に実施するものとする。

2 貨物自動車関連輸送事業者は、目標を達成するため、その取り扱う貨物の特性及び従業者の安全その他の必要な事情に配慮した上で、運転者の荷役等時間の短縮を図るための措置を計画的かつ効率的に実施するものとする。

（運転者の荷待ち時間の短縮）

第二条 倉庫業者は、次に掲げる取組を行うことにより、法第四十一条第一項第一号及び第二号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一 停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができ車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻を分散させること。

二 当該倉庫業者が管理する施設において到着時刻表示装置（施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物

自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。）を導入し、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻を調整すること。

（運転者の荷役等時間の短縮）

第三条 貨物自動車関連事業者は、次に掲げる取組を行うことにより、法第四十一条第一項第三号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一 荷役等に係る停留場所を拡張すること又は貨物の量に応じて適正に確保することその他の措置により、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること。

二 荷役等に先行する貨物の搬出又は荷役等に後続する貨物の搬入の手順に係るマニュアルの整備又は周知その他の措置により、当該搬出又は当該搬入を迅速に実施すること。

三 フォークリフト又は荷役等を行う人員を適切に配置すること、發送先の荷主ごとに有償で貨物を仕分けして運転者に引き渡すこと、荷主から一貫パレチゼーション（輸送、荷役又は保管の各段階において同一のパレットを使用することをいう。）の実現のためにパレットを使用したい旨の申出があつた場合において有償でこれに協力することその他の措置により、荷役等の効率化を図ること。

四 貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査（以下この号において「検査」という。）を効率的に実施するための機械を導入することその他の措置により、検査の効率化を図ること。

（実効性の確保）

第四条 貨物自動車関連事業者は、前二条に規定する取組の実効性を確保

するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下この条において「効率化」という。）のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。

二 運転者の荷待ち時間等（貨物自動車関連輸送事業者にあつては、荷役等時間。次号において同じ。）並びに効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。

三 荷主、連鎖化事業者又は貨物自動車運送事業者等に対し、前二条に規定する取組その他の運転者の荷待ち時間等の短縮のための取組に関する提案をすることができる場合にあつては、当該提案をすることともに、これらの者から当該提案を受けた場合にあつては、当該提案に基づき必要な措置を講ずること。

四 物資の流通に係るデータの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することという。）を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。

五 無人搬送車（自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両をいう。）を導入することその他の措置により、貨物自動車関連事業者の管理する施設における作業の自動化を図ること。

六 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図ること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。

○連鎖化事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
(令和七年農林水産省・経済産業省令第一号)

(運転者の運送の効率化の実施の原則)

第一条 連鎖化事業者は、物資の流通の効率化に関する法律(以下「法」という。)第三十三条第一項の基本方針に定められた貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化の推進の目標を達成するため、その事業の特性及び従業者の安全その他の必要な事情に配慮した上で、運転者の荷待ち時間の短縮及び運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るための措置を計画的かつ効率的に実施するものとする。

(運転者の荷待ち時間の短縮)

第二条 連鎖化事業者は、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができ車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させることにより、法第四十五条第一項第一号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、これによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

(運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加)

第三条 連鎖化事業者は、次に掲げる取組を行うことにより、法第四十五条第一項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一 第一種荷主が法第三十七条第一項第一号に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議した

い旨を申し出た場合にあっては、これに応じて、必要な協力を行うこと。

二 貨物の量の平準化を図ること、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯の集約を図ることその他の措置により、貨物の入荷量の適正化を図ること。

三 配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。

四 前三号に掲げる取組が適切かつ円滑に行われるよう、開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の受渡しに係る業務に係る各部門間及び連鎖対象者との連携を促進すること。

(実効性の確保)

第四条 連鎖化事業者は、前二条に規定する取組の実効性を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化(以下この条において「効率化」という。)のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。

二 運転者の荷待ち時間及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。

三 物資の流通に係るデータの標準化(電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することという。)を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。

四 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。

○流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針（平成二十八年農
林水産省・経済産業省・国土交通省告示第二号）

第一 流通業務の総合化及び効率化の意義及び目標に関する事項

1 流通業務の総合化及び効率化の意義

(1) 流通業務に必要な労働力の不足

近年、経済のグローバル化が進み、企業の調達・生産・販売活動が国境を越えて広く展開されている。例えば、我が国の企業が主要部品をアジア地域に輸出し、これと現地で調達した部品とを組み合わせて最終商品化し、これを輸入して販売するというように、調達、製造、販売の面で国際・国内の区別なく我が国を含めた海外市場を一体的にとらえ、最適地での生産や販売を目指している。また、高齢化や人口減少の進行により、国内の市場の縮小が見込まれる一方で、海外において市場が拡大すると見込まれる中、我が国の農林水産物・食品の輸出促進や、小売業等の海外展開の重要性も高まっている。物流はこうした企業活動を下支えし、我が国経済の国際競争力の強化のための重要な役割を担っている。

また、電子商取引市場の拡大等により、消費者の需要の高度化及び多様化が進んでおり、宅配便の取扱件数が増加するなど多頻度小口輸送の傾向が強まっている。消費者の需要の高度化及び多様化に対応したきめ細かく質の高い物資の流通を実現するのも物流の重要な役割である。

一方、物流分野における労働力不足が顕在化しつつあり、少子高齢化に伴う労働力人口の減少によって、中長期的には、人材の確保がより困難になっていく可能性がある。特に、中高年層への依存が強い貨物自動車運送事業や内航海運業については、これら中高年層の退職に伴い、今後、深刻な人手不足に陥るおそれもある。そのような事態に至った場合は、物流が停滞し、我が国の産業活動のみならず、国民生活全般に支障が生じかねない。

こうした背景を踏まえれば、我が国の物流機能の維持に当たっては、限られた労働力の下で流通業務を行うことを可能とし、物流事業の生産性を向上させることが不可欠である。その際、個々の物流事業者の取組のみでは限界があることから、物流事業者同士が連携

することはもとより、荷主や地方公共団体等の多様な関係者と連携し、適切な役割分担の下で、流通業務の省力化の取組を促進していく必要がある。

流通業務総合効率化事業は、二以上の者が連携して、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送の合理化による流通業務の効率化を図ることで、流通業務の省力化を行う事業であり、同事業を促進し、我が国の物流機能を維持することは、経済、産業の発展、豊かな国民生活の実現に貢献する意義がある。

(2) 物資の流通に伴う環境負荷の低減

二〇三〇年度温室効果ガス削減目標の裏付けとなる対策・施策を記載して目標実現への道筋を描く「地球温暖化対策計画」においては、二酸化炭素排出量が減少傾向にある運輸部門において、その傾向を一層着実なものとするため、物流の効率化を含めた総合的な対策を推進することが掲げられ、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）に基づく取組を促進すること等により低炭素物流を推進することが盛り込まれている。

流通業務総合効率化事業は、特定流通業務施設における荷待ち時間のないトラック輸送を行うことやモーダルシフト、輸配送の共同化などの取組をはじめとした輸送の合理化による流通業務の効率化を行うことで、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資する事業であり、同事業を促進することは、我が国の物流分野における二酸化炭素排出量の削減に寄与し、「日本のNDC（国が決定する貢献）」に基づく目標の達成にも資する意義がある。

2

流通業務の総合化及び効率化の目標

物流分野の労働力不足へ対応するためには、少ない人員でも必要な業務を行うことを可能とするという観点からの取組と、人材を確保するという観点からの取組が必要である。物流分野においては、深刻な人手不足に陥るおそれがあることを踏まえれば、両者の観点の取組を車の両輪として進めることが重要であるが、流通業務の総合化及び効率化は前者の観点に主眼を置いた取組である。少ない人員でも必要な業務を行うことを可能にする、すなわち省力化を行う

第二 1

ためには、少ないトラック走行量・台数で必要な貨物輸送を実現することや、輸送過程における荷待ち時間を削減すること、特定流通業務施設内の作業時間を削減することなどが必要である。これらは、流通業務の総合化及び効率化のもう一つの意義である環境負荷の低減にも資するものであり、様々な取組で実現することが考えられるが、典型的に想定される取組である輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化について目標を定めることとする。

輸送網の集約は、輻輳しているトラック輸送網を再編して合理化する取組であり、その目標はトラックの走行量を削減することとする。輸送網の集約の取組の中でも、特定流通業務施設の整備を伴う取組については、特定流通業務施設におけるトラックの荷待ち時間及び作業時間を削減することも併せて目標とする。

モーダルシフトは、トラックで輸送していた貨物及び新たに輸送を開始する貨物について、鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラック、自動運転トラックその他の輸送手段を活用して輸送する取組であり、その目標は、トラックの走行量を削減するとともに、鉄道、船舶、航空機等による貨物輸送量を増加させることとする。モーダルシフトの推進による鉄道や船舶の貨物輸送量の増加は、交通政策基本計画（令和二年五月二十八日閣議決定）や地球温暖化対策計画にも盛り込まれており、これらの計画に定められた目標の達成にも貢献する。

輸配送の共同化は、貨物の混載等により、トラックの積載効率を向上させる取組であり、その目標は、トラックの走行量・台数を削減することとする。

なお、国は、必要に応じ、これらの取組の進捗状況を定期的に確認するものとする。

流通業務総合効率化事業の内容に関する事項
基本的な考え方

流通業務総合効率化事業は、二以上の者が連携して、流通業務の総合化及び効率化を図る事業であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものである。

(1)

流通業務総合効率化事業の実施主体
流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、その業種業態

の如何を問わず流通業務に関係する者であれば対象となり、生産者や製造業者、小売店に納品する卸売業者、親事業者に納品する下請事業者、荷主から貨物の輸送、保管等を依頼される物流事業者をはじめ、様々な事業者が対象となり得る。また、必ずしも民間事業者である必要はなく、公的セクターも対象となり、例えば、物流ネットワークの維持が困難となるおそれが高い地域において、地域内配送共同化の取組を行う場合に、地域物流の維持、確保に向けて、市町村をはじめとする地方公共団体が参加することなどが考えられる。

流通業務総合効率化事業は、流通業務に携わる多様な関係者が連携することで、物資の流通に伴う環境負荷の低減及び流通業務の省力化を、効果的に進める事業であることから、二以上の者が連携することとを求めている。このため、二以上の者の連携については、法人格が別の者が連携することが必要である。ただし、組合は複数者が参画して共同の事業を行う主体であり、組合が行う事業は二以上の者が連携した事業とみなせることから、組合は単体であっても、流通業務総合効率化事業の実施主体となり得る。

連携する者の組合せは様々なものが考えられるが、流通業務を実施する者が含まれることが必要であることはもちろんのこと、総合効率化計画に記載した流通業務総合効率化事業の目標及び内容を実現可能とする者が含まれることが必要である。例えば、特定流通業務施設において、トラック予約受付システムを導入し、トラックの荷待ち時間の削減を図ることを内容とする場合においては、荷待ち時間の着実な削減のためには、トラック予約受付システムを運用する者とそれを活用する者が連携することが必須となることから、特定流通業務施設を運営する者と日常的に当該特定流通業務施設に物資の搬出入を行う主要な貨物自動車運送事業者が連携することが必要である。

(2)

流通業務の総合化

流通業務総合効率化事業における流通業務の総合化とは、流通業務のうち、少なくとも輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことである。したがって、まずこれらの業務のいずれかを含まない事業は流通業務総合効率化事業にはなり得ない。

ただし、流通業務総合効率化事業は二以上の者が連携した事業であり、必ずしも一者で輸送、保管、荷さばき及び流通加工の全てを行う必要はなく、流通業務総合効率化事業に参加する者の中で役割を分担すればよい。

また、流通業務総合効率化事業の内容として、輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工の一体性が確保されていれば、必ずしもこれら全ての流通業務が一箇所で行われる必要はない。ただし、輸送網を集約する取組のうち、特定流通業務施設の整備を伴うものについては、荷役、保管、荷さばき及び流通加工といった流通業務を特定流通業務施設において一体的に行うことにより、効果的に輸送網の集約を行う取組であることから、特定流通業務施設において荷役、保管、荷さばき及び流通加工が行われることが必要である。

(3) 流通業務の効率化

流通業務総合効率化事業における流通業務の効率化とは、輸送の合理化を行うことによつて達成されるものであり、販売促進業務、マーケティング活動といった商取引に係る業務の効率化を本来の目的とする事業は流通業務総合効率化事業にはなり得ない。輸送の合理化の内容としては、典型的には次の[1]から[7]までに掲げるものが考えられる。ただし、これらはあくまでも例示であり、事業者の創意工夫により他にも多様な取組が想定されるものであることから、総合効率化計画の認定対象はここで掲げる内容に限定されるものではない。

[1] 輸送網の集約

輸送網の集約は、輻輳するトラック輸送網を合理化する取組である。輸送網の集約の中でも、点在する流通業務施設の機能を特定流通業務施設に集約化することで、トラック輸送網を合理化するものについては、これに併せて特定流通業務施設におけるトラックの荷待ち時間及び作業時間等も削減することとしていることから、物資の流通に伴う環境負荷の低減及び流通業務の省力化の効果が高い取組である。

なお、輸送網の集約に併せて、車両の大型化・トレーラー化、環境対応車両の導入を行うことも効果的である。

[2] モーダルシフト

モーダルシフトは、トラックで輸送していた貨物及び新たに輸送を開始する貨物について、鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラック、自動運転トラックその他の輸送手段を活用して輸送する取組である。特に、比較的長距離の輸送が多いと考えられる農水産品等の輸送についても、鉄道・海上・航空輸送において鮮度を保持できる技術の開発に伴い、モーダルシフトは効果的な物流効率化の取組の一つと考えられる。

幹線輸送について鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラックや自動運転トラックを活用する取組については、物流事業者間の連携のみならず、物流事業者と荷主との連携や荷主間の連携により、複数荷主の貨物の混載、復荷の確保を行うことが望ましい。

都市鉄道や地方鉄道といった旅客鉄道について、回送便や混雑していない時間帯の空きスペース等を物資の輸送に活用する取組もモーダルシフトの一類型として考えられるが、そのような取組を実施する際は、輸送の安全性を適切に確保した上で、旅客輸送の支障とならないようにすることが必要である。

[3]

輸配送の共同化

輸配送の共同化は、貨物の混載等により、トラックの積載効率を向上させる取組である。

幹線輸送の共同化については、その実施に当たり車両の大型化を行うことも効果的である。

地域内配送の共同化は、市街地においては生活環境、交通安全、そして地球環境の観点から、自治体、商工会等の関係者とも連携して継続的に集約拠点を利用していくことが望ましい。また、輸送需要が多い都市部のみならず特に物流ネットワークの維持が困難となるおそれが高い過疎地等の地域においても積極的に推進する必要がある。これらの地域で地域内配送共同化を行うに当たっては、共同化の核となる小さな拠点を設定することも効果的である。

さらには、館内配送の共同化も、館内配送に時間を要する大規模施設や比較的小規模であっても館内の物流動線が未整備の施設において、荷さばき用駐車マスの効率的な活用や、周辺道路での荷さばき及び路上駐車防止につながる有効な取組である。

[4] 着荷主も含めた連携による効率化

発荷主だけではなく着荷主も含めて連携することにより、例えば、次のような取組など、積載効率の向上や荷待ち時間の削減につながる有効な取組が可能となる。

① 物量の平準化

荷主や物流事業者等が連携し、納品時間や曜日、出荷量（発注量）等を調整し、時間や曜日による物量のばらつきを抑え、平準化することは、積載効率の向上やピーク時のトラック走行量の削減につながる有効な取組と考えられる。

② 納品までのリードタイムの延長

発荷主又は物流事業者が着荷主と連携し、例えば、発注があった翌日とされている納品日を翌々日とするなど、納品までのリードタイムを延長することで、事前に配車計画を組む時間的余裕ができ、積載効率の向上等の輸送の合理化につながる有効な取組と考えられる。

③ 納品時の作業の合理化

発荷主又は物流事業者が着荷主と連携し、あらかじめ事前出荷情報を着荷主側に送信しておくことにより、納品時の検品を廃止・簡素化するなど、納品時に行う作業の合理化を図ることは、荷待ち時間の削減につながる有効な取組と考えられる。

④ パレット等の活用による荷役効率化

積載貨物を特別な荷役機器等を使わずに積み降ろしを行う手積み・手降ろしは作業者への負担が大きく、荷役等時間や荷待ち時間も長くなりがちであるため、農水産品など従来手積み・手降ろしが中心であった貨物について、パレットやロールボックスパレットを活用することは、荷役等時間や荷待ち時間の削減につながる有効な取組と考えられる。ただし、パレットやロールボックスパレットを使用する際は、機材そのものの重量や容積を考慮するため、積載効率の著しい低下を招かないよう、最適な手段を選択することが重要である。

[5]

輸送リソースの共同利用
複数の荷主が連携し、例えば、次のような取組などにより同一の輸送リソースを共同利用することで、空車回送の削減といった

輸送の合理化が図られることとなる。

① 幹線輸送の復荷の確保

幹線輸送において、片荷となつていている場合に、複数の荷主や物流事業者が連携して復荷を確保することは、空車回送の削減につながる有効な取組である。

② 中継輸送

複数のドライバーが輸送行程を分担する中継輸送は、中継輸送を行う二事業者について、それぞれ定量的な貨物がある事業者同士がペアリングされることで、復荷についても安定的に確保され、結果、空車回送の削減につながる有効な取組であると考えられる。

[6] 庫内作業の効率化

荷主との情報連携や作業工程の見直し等による庫内作業の効率化については、物流施設周辺におけるトラックの荷待ち時間及び物流施設内の作業時間の削減等につながれば、輸送の合理化に有効な取組と考えられる。

[7] バス等による貨客混載

貨客混載については、モーターシフトの一類型と考えられる旅客鉄道による物資の輸送のほか、バスやタクシー等による物資の輸送等も、トラック走行量の削減につながれば、輸送の合理化に有効な取組と考えられる。

(4)

環境への負荷の低減及び省力化の評価
流通業務総合効率化事業は、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものである。したがって、総合効率化計画においては、従前又は総合効率化計画を実施しなかった場合との比較によりどの程度の二酸化炭素排出量削減が見込まれるかといった環境負荷の低減に係る効果について、定量的に算出するとともに、従前若しくは総合効率化計画を実施しなかった場合との比較によりどの程度トラック走行量を削減するか、又は、トラックの荷待ち時間及び特定流通業務施設内の作業時間を削減するかといった省力化に係る効果も定量的に算出することにより評価されるものである。荷待ち時間の削減に関する評価に当たっては、流通業務総合効率化事業を実施した結果として、天候不順等計画的

な流通業務の実施を阻害する要因が発生した場合を除き、概ね無駄な待機がない状態となることが見込まれるかを評価することが重要である。また、作業時間の削減に関する評価に当たっては、物流分野における労働の実態や各事業者における労働時間に係る労使関係等を踏まえながら、流通業務総合効率化事業における特定流通業務施設と同様の事業規模である既存施設を比較して、特定流通業務施設内の作業時間について、オペレーションの改善による削減の実現が見込まれるかを評価することが重要である。

なお、流通業務の省力化は、労働力不足を背景として限られた労働力の下でも流通業務を行うことを可能とすることを目的として、潜在的な輸送力の有効活用や物資の流通に伴う労働投入量の削減を図るものであり、人員削減を図ることを目的とするものではないことに十分留意することが重要である。

(5) 流通業務総合効率化事業の実施期間

流通業務総合効率化事業の実施期間は、概ね三年とする。ただし、新規の施設整備又は設備投資を行う場合は、概ね五年とする。実施期間中に内容を変更する場合は、総合効率化計画の変更に係る認定を受けることが必要である。

特定流通業務施設

(1) 基本的な考え方

特定流通業務施設は、流通業務施設であって、高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システム等の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものであって、荷役、保管、荷さばき及び流通加工といった流通業務を一体的に行うものである（特定流通業務施設の基準の詳細は、法第六条第四項第十二号の主務省令で定められる。）。特定流通業務施設は、流通業務総合効率化事業の実施に当たり必須となるものではないが、特定流通業務施設の整備を伴う流通業務総合効率化事業を実施する場合は、総合効率化計画に特定流通業務施設の整備に関する事項を記載することができる。

(2) 特定流通業務施設の整備を伴う流通業務総合効率化事業

特定流通業務施設の整備を伴う流通業務総合効率化事業は、特定流通業務施設を整備し、当該特定流通業務施設にトラック輸送網を集約すること等でトラック走行量の削減を図る取組である。また、特定流通業務施設にトラック輸送を円滑化させるための措置（貨物自動車運送事業の営業所を有すること、又は、トラック予約受付システムを導入すること（特定流通業務施設が貯蔵槽倉庫である場合は、保管している物資を加工するための施設が併設されていることを含む。）を行うことにより、トラックの空車回送又は荷待ち時間を削減するとともに、特定流通業務施設内の省力化を図る措置（物流業務の自動化・機械化関連機器を導入すること。）を行うことにより、施設内作業員の作業時間を削減する取組である。なお、トラック輸送を円滑化させるための措置は、貨物自動車運送事業の生産性の向上を図るのみならず、特定流通業務施設内の作業の効率化や適切な人員配置につなげることで、特定流通業務施設を運営する者の生産性の向上を図るものでもある。

特定流通業務施設は、高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、荷役、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行う施設であることから、その整備を伴う流通業務総合効率化事業は、物流コストの削減やリードタイムの短縮効果も期待される。

なお、特定流通業務施設を整備する者は、流通業務総合効率化事業の実施主体となり得るが自らが建築主となる者が対象であり、単に建築工事を請け負う者はこれに当たらない。また、不動産事業者が特定流通業務施設を整備する場合は、整備後に流通業務の総合化及び効率化の取組を実施する物流事業者等と連携することが必要である。

(3) 特定流通業務施設の整備に当たっての留意点

特定流通業務施設の整備に当たっては、可能な限り既成市街地の外周の地域で交通条件及び地理的条件がともに良好であり、かつ、土地利用上適正な位置に立地することその他流通業務施設の整備に関する基本指針（平成五年経済企画庁・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省告示第一号）及び都道府県知事が定める流通業務施設

設の整備に関する基本方針に照らして適切なものであることが必要である。

卸売市場を特定流通業務施設として整備する流通業務総合効率化事業を実施する場合には、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第三条第一項の卸売市場に関する基本方針との整合性に配慮するものとする。

また、特定流通業務施設を農地あるいは国有林野である土地に整備する場合には、用地の確保が確実であること及びその土地の利用に当たって必要な許認可等を取得していること又は取得の見込みがあることが必要である。

第三

1

流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項
流通業務総合効率化事業に参加する者の意思統一等

流通業務総合効率化事業は、二以上の者が連携して取り組む事業であるが、その一貫性、一体性を確保するため、事業に参加する者が緊密に意思統一を図ることが必要である。特に、輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工といった流通業務を分担して実施する場合、これら流通業務の一体性を確保できるよう十分配慮するものとする。

また、流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、適切な実施計画の下、流通業務総合効率化事業の進め方に関し、事業に参加する者の認識を一致させることが必要である。

なお、地域内配送共同化など、地方公共団体も含めて地域全体で取り組むことが望ましい取組については、地域の関係者が集まる協議会の開催等を通じて合意形成を行うことが望ましい。

2

流通業務総合効率化事業の実施に必要な物流事業に関する許可等

流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第十六号）、自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）又は倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）の許可等が必要となる場合がある。このため、このような許可等が必要な流通業務を、当該許可等を有しない者が行うことを内容とする総合効率化計画は適切なものとは認められない。なお、これらの許可等については、総合効率

化計画の認定申請の際に所要の関係書類を併せて提出し、必要な審査を実施することにより、総合効率化計画の認定を受けたことをもって許可等を受けたものとみなすこととしているが、貨物利用運送事業法等の各事業法に基づいて別途許可等を受けた後に総合効率化計画の認定を申請することも可能である。

3

流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の確保

流通業務総合効率化事業を確実に遂行するため、事業の実施に必要な資金の額及び調達方法を明らかにすることが必要である。流通業務総合効率化事業を円滑に実施するためには、国等の支援施策を活用することも効果的である。具体的には、国や地方公共団体からの補助金及び税制優遇措置、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本政策金融公庫、中小企業投資育成株式会社等からの融資、株式の引受け等並びに食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構による債務保証等の支援施策の活用が考えられる。

4

情報処理システム及び先進的技術の活用

流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用することが効果的である。特に、標準化された情報処理システムが普及することは、特定の流通業務総合効率化事業における効果のみならず、社会全体の流通業務の効率化につながることから、大いに推奨されるべきことである。このような情報処理システムの導入の具体例としては商品マスターデータの共有、物流ＥＤＩ標準や流通ＢＭＳ（流通ビジネスメッセージ標準）等の標準化されたＥＤＩ（電子データ交換）の導入、電子タグの導入等が考えられる。その際、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応という観点からは、可能な限り国際標準が使用されるべきである。情報通信技術は近年急速な進化を遂げており、人工知能によるビッグデータの解析や、無人搬送車、ピッキングロボット等の自動化機器、物流情報や商取引情報等処理するデジタルプラットフォームの活用など、先進的技術を活用することも有用である。

5

物流機器等の統一の推奨

パレット、コンテナ等の物流機器を標準化し、ユニットロード化を

推進することは、川上から川下までシームレスで効率的な輸配送を実現することができると同時に、荷役に係る作業の省力化にも資することから、流通業務総合効率化事業の実施に当たって推奨される。

また、食品を中心として利用されている物流クレート（通い箱）は、資源の有効利用を行う環境に優しい容器として、環境負荷を低減させるものであり、その利用の促進が推奨されるべきものであるが、製品サイズの違いから多種多様なものがあり、これを標準化することにより物流の効率化を図ることが望ましい。

こうした取組は、シームレスな物流のみならず、積載効率の向上にも相当程度効果があると考えられる。

6 KPI導入の推奨

流通業務総合効率化事業において、二以上の者が連携していく上では、物流事業者におけるKPI（重要業績評価指標）の導入により、物流事業者の収益状況、コスト状況、生産性、最適性等を定量的に明らかにすることも推奨される。これにより例えば荷主と物流事業者が一体となった健全な流通業務の総合化及び効率化を図ることができ

7 ノウハウの提供を受けること及び人材育成の推奨

流通業務総合効率化事業においては、物流機器や物流情報システムに関する専門的知見、ノウハウ等が求められる場合も多いため、これらの知見、ノウハウを有する専門家等による支援を事業計画段階から受けることが推奨される。また、物流に係る専門的な知識を習得した人材を育成するため、各種研修等も積極的に活用することが有用である。

第四 港湾流通拠点地区に関する事項

1 基本的な考え方

港湾は、物流のグローバル化に対応するための重要な交通結節点であると同時に、人口・産業集積地の近傍に埋立造成により形成されていることにより、消費地や生産拠点に近接し、大規模な物流施設に要する土地の確保が容易であり、物流に資する公共施設が充実しており、かつ輸送・保管・荷さばきを営む事業者が歴史的に集中しているなど、ハード・ソフト両面において、流通加工、在庫管理、クロスドックなどの高度なニーズに対応したサービスの提供が可能である。

港湾管理者は、このような流通業務に対する港湾の特性を踏まえた上で、港湾において特定流通業務施設の立地を促進するため、法第八条第一項に規定する港湾流通拠点地区を適切に指定するとともに、当該地区においては、公共施設の着実な整備などを通じて港湾流通業務を支援するよう努めることが望まれる。このことは、輸送コストの削減やリードタイムの短縮等をもたらし、物流の効率化、ひいては我が国産業の国際競争力の強化に資するものである。

2 港湾流通拠点地区の指定の要件

港湾流通拠点地区は、重要港湾における貨物取扱量、港湾施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項の港湾施設をいう。）の整備の状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進するために適当と認められるものとして指定されることに鑑み、次に掲げる条件が満たされるものとする。

(1) 当該重要港湾における年間のコンテナ貨物取扱量及びコンテナ貨物の取扱いによる地域経済の発展に対する寄与の程度が、国民経済上重要であること。

(2) 増大する港湾発着コンテナ貨物の取扱いが可能であるよう、当該地区に近接してコンテナを取り扱う係留施設が整備されていること、又は、整備される見込みであること。

(3) 特定流通業務施設の用に供する土地の確保が容易であること。

(4) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条に規定する高速自動車国道若しくは一般国道又は貨物鉄道との連絡が確保されること。

(5) 当該重要港湾における港湾計画（港湾法第三条の三第一項の港湾計画をいう。）との整合が図られること。

第五 中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関する事項

1 基本的な考え方

中小企業者の物流は、元来梱包、仕分けその他の作業に関し人手に頼る面が多く、大企業に比べて省力化投資に立ち後れているため、効率化の格差が生じやすい。また、物流のサービス内容が高度化する中で、これに対応しきれない中小企業者も見受けられる。我が国の物流事業者の大半を占める中小企業者には効果的な物流効率化投資が求められるが、中小企業者は一般に経営基盤が脆弱であり十分な資金調達

力等を有さない場合が多く、また、その取り扱う物流量が大企業に比べて少なく、設備投資を行って効率性を上げるだけの事業規模が不足しているため、物流効率化投資が進まない場合もある。そのため、中小企業者が、二以上の者の連携事業である流通業務総合効率化事業を行うことは有意義である。

中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業（以下「中小企業流通業務総合効率化事業」という。）については、事業に参加する各中小企業者に流通業務の総合化及び効率化の効果が及ぶようにすることが必要である。また、流通業務を行うための施設及び設備のうち中小企業流通業務総合効率化事業に参加する複数の者が共同して利用するために設置されるものについては、これらの施設及び設備を公平かつ有効に利用できるように配慮するものとする。

2 事業実施の計画性

中小企業流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、一般に中小企業者は経営基盤が脆弱であることを踏まえ、中小企業者の経営実態、環境条件の変化等を十分に把握し、長期的な視野に立って今後のあり方を展望した上で、適切な運営方針及び運営計画を作成するよう努めるものとする。

中小企業者同士の連携による中小企業流通業務総合効率化事業であっても、他の流通業務総合効率化事業と同じく、少なくとも流通業務のうち輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことは必要であるが、各中小企業者の物流をめぐる状況、取引実態、費用負担能力等を勘案した上で、全体としての効率性に配慮しながら、重点的に取り組む流通業務に段階を設けることも重要である。

第六 項 その他流通業務総合効率化事業の実施に当たって配慮すべき重要事項

1 取引の相手方の理解と協力

流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、荷主事業者と物流事業者との物資の輸送に係る取引など様々な取引が関係するが、取引関係にある双方が共同で総合効率化計画を策定することが望ましい。

取引関係にある双方が共同で総合効率化計画を策定することが困難な場合であっても、流通業務総合効率化事業を実施する者は、取引の相手方の理解と協力を得るよう努めることが重要である。例えば、流

通業務総合効率化事業への荷主事業者の参加が得られない場合においても、荷主事業者に対して、計画的発注や配送頻度、ロットの調整をはじめ流通業務総合効率化事業の円滑な実施のために必要な協力を得ることなどが挙げられる。

2 物流に係るコスト及び取引条件の明確化等の商慣行の改善

物流に係るコスト及び取引条件の不明確性が流通業務をめぐる公正な取引を阻害し、流通業務の非効率化の一因となっている。また、二以上の者が連携した事業である流通業務総合効率化事業を実施するに当たっては、コスト及び取引条件を明確化し、信頼関係を築くことも重要である。よって、流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、物流に係るコスト及び取引契約の書面化等の取引条件の明確化の徹底に努めるものとする。

こうした物流に係るコスト及び取引条件の不明確性以外にも、近年の消費者ニーズの高度化への対応を背景とした多頻度少量輸送といった商慣行があるところ、これらは歴史的に形成された合理的な側面がある一方で、流通業務に係る労力や二酸化炭素排出量の増大、交通渋滞の悪化及び流通業務の非効率化を招き得るものでもある。したがって、こうした商慣行の合理性と影響を踏まえて、流通業務総合効率化事業を行うことが望ましい。

3 就業環境の整備等

物流分野における労働力不足に対応するためには、省力化の取組を促進するのみならず、人材の確保を図ることも必要である。流通業務総合効率化事業の主眼は省力化を進めることにあるが、省力化を進めることにより、労働時間が短縮されるなど労働環境が改善され、人材の確保にも資するという効果も期待できるものである。よって、流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、労働者の待遇改善や、性別・年齢に関わりなく誰もが働きやすい環境整備の観点も考慮の上、取り組むことが望ましい。

4 関連事業との連携

限られた労働力の下で流通業務を行うことを可能とし、物流事業の生産性を向上させるためには、従来、物流との関わりが希薄であった他の関連事業との連携も進めることも効果的である。例えば、地域内の物流の維持に当たっては、物流事業者間の連携による共同配送のみ

ならず、地域公共交通と連携した貨客混載や、地方公共団体、商工団体、NPO法人などによる生活支援サービスとの複合化等が考えられる。

なお、地域公共交通と連携した貨客混載の実施に当たっては、同一の車両や自動車等の輸送リソースを利用して貨物と旅客の輸送を行うことになるため、当該貨客混載が実施される地方公共団体の地域公共交通に関する施策と調和したものであることが必要である。

5 国及び地方公共団体の役割

(1) 国の役割

国は、流通業務の総合化及び効率化の取組を全国的に普及させるため、流通業務総合効率化事業のモデル事例の収集及び周知を行うものとする。地方支分部局においては、管轄する地域ブロックの実情に応じた総合効率化計画が、できる限り多く策定されるよう流通業務総合効率化事業に取り組む意欲のある者等に対する助言、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

また、国は、法第二十三条第一項第一号に規定する出資及び貸付けを活用して、事業者が、流通業務の総合化及び効率化のための取組を行う際には、当該取組が適切に進められるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び事業者の連携の強化に努めることとする。

その際、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、国及び事業者と連携しつつ、民業補完性や償還確実性の確保等が図られるよう、十分な体制を構築して出資及び貸付けを実施することとする。

(2) 地方公共団体の役割

地域における物流の維持に貢献する流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、地域の物流サービスのあり方について地域の関係者の意思統一を図った上で実施することが重要であり、その際、地方公共団体は、流通業務総合効率化事業に積極的に参加又は関与することが望ましい。

また、地域公共交通等、従来、物流に関わりが希薄であった他の関連事業との連携が行われる際、地方公共団体は、当該関連事業に係る施策の実施に当たり、流通業務総合効率化事業の円滑な実施に

積極的に協力することが望ましい。その際、地域公共交通と連携した貨客混載が行われる場合には、地域公共交通に関する施策との調和を十分考慮することが望ましい。

6 災害対応力の強化

我が国は災害リスクが常に高い状況にあり、流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、災害発生時においても、流通業務が継続できるように、災害への備えを十分に行うよう努めるものとする。その際、BCP（事業継続計画）を定めておくことも有効であり、とりわけ、荷主事業者と物流事業者の連携によるBCP策定に当たっては、平成二十七年に策定された「荷主と物流事業者が連携したBCP策定のためのガイドライン」が参考になる。

特定流通業務施設については、災害の発生によりその機能が低下することが、地域の経済に重大な影響を与える可能性があることから、非常用電源を導入するなど災害に対する備えを講じておくことが必要である。

また、幹線輸送のモーダルシフトを実施するに当たっては、災害等に起因する輸送波動に対応できる体制を構築しておくことが望ましい。

7 食の安全と消費者の信頼の確保

食品流通においては、食の安全や消費者の食に対する信頼の確保に資するよう、品質管理の徹底のためのコールドチェーンシステム等の整備を進めるとともに、食品の生産や流通に関する情報が追跡・遡及できる仕組み（トレーサビリティシステム）の導入に配慮することが望ましい。

8 交通量の集中等による影響への配慮

流通業務総合効率化事業は、事業実施によって交通量の過度の集中等を招き、著しい渋滞等を引き起こし、ひいては二酸化炭素排出量の増大を招くこととなるようなものであってはならない。

また、流通業務総合効率化事業は、交通量の集中等に伴う渋滞、大気汚染、騒音、振動等の周辺環境への影響にも十分配慮されたものでなければならぬ。例えば、大気環境基準が達成されていない大気測定局周辺などの大気環境の改善が必要な地域に新たに流通業務施設等を立地する場合には事前に環境への影響を予測し、必要に応じて、立

地の見直しを含めて対策を講ずることが必要である。

9 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の遵守

流通業務総合効率化事業は、公正かつ自由な取引環境を損なうようなものであってはならず、流通業務総合効率化事業を実施する事業者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）を遵守しなければならない。

例えば、競争関係にある物流事業者が、共同して荷主に提示する運賃の決定、維持又は引上げを行うこと、共同して契約する荷主の割当てを行うこと等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合は、不当な取引制限として私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反することになる。

10 その他関係法令の遵守

流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、トラックの過積載や過労運転等輸送の安全が損なわれたり、物流事業者の事業の正常な運営が阻害されたりすることのないよう、関係法令を遵守することが必要である。

また、流通業務施設の立地やトラックの駐車場所の確保等に関し、関係行政機関とも連携の上道路交通法規を遵守し、安全かつ円滑な道路交通の確保に配慮するものとする。

○物資の流通の効率化に関する法律施行規則第二条第一項第四号ロの主務大臣の定める基準等（平成二十八年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第三号）

（到着時刻表示装置の基準）

第一条 物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号。以下「規則」という。）第二条第一項第四号ロの主務大臣の定める基準は、映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は特定流通業務施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器であることとする。

（搬入用自動運搬装置の基準）

第二条 規則第二条第二項第六号ロの主務大臣の定める基準は、荷揚げ能力が毎時三百トン以上のものであることとする。

（くん蒸ガス循環装置の基準）

第三条 規則第二条第二項第六号ニの主務大臣の定める基準は、臭化メチルの投薬後二時間以内に当該臭化メチルを均一化するものであることとする。

（くん蒸ガス保有力の基準）

第四条 規則第二条第二項第六号ホの主務大臣の定める基準は、くん蒸ガス保有力が五十五パーセント以上のものであることとする。

（特定搬出用自動運搬装置の基準）

第五条 規則第二条第二項第六号ヘ(3)の主務大臣の定める基準は、搬出能力が毎時百トン以上のものであることとする。

（強制送風式冷蔵装置の基準）

第六条 規則第二条第二項第七号ハの主務大臣の定める基準は、圧縮機を駆動する電動機の定格出力が三・七キロワット以上のものであることとする。

（無人搬送車）

第七条 規則第二条第二項第七号ホ(1)の主務大臣の定めるものは、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものとする。

○貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和七年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）

第一 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の意義及び目標に関する事項

1 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の意義

物流は、我が国の国民生活や経済活動、地方創生を支える不可欠な社会基盤であり、我が国経済の力強い成長や、より豊かな国民生活の実現等のため、その機能を十分に発揮させていく必要がある。

しかしながら、物流業界は、運転者の長時間の荷待ちや契約にない附帯作業等による長時間労働に加え、価格競争に伴う厳しい取引環境及び雇用環境に置かれているといった課題が深刻化しており、これらが運転者をはじめとする物流業界における人手不足の原因となっている。

また、商取引及び物流取引における商慣習、多層的な取引構造等が要因となつて、物流サービスに伴い生じる物流負荷が可視化及び価格化されてこなかったこと等を背景に、荷主企業や消費者において物流業界における課題が認識されにくい状況が固定化している。

このような中、物流産業を魅力ある職場とするため、令和六年度から、自動車運転者の時間外労働の上限規制等が適用されることとなり、人手不足の中、何も対策を講じなければ深刻な輸送力不足に陥るおそれがあるという問題に直面している。

くわえて、物流の過程において二酸化炭素の排出等による環境への負荷が生じていることに鑑み、物流業界は脱炭素化に向けた取組への

対応も求められている。

物流業界が直面しているこれらの諸課題は、喫緊の課題であると同時に、年々深刻化していく構造的な課題であつて、これに対応するため、物流は大きな変革が求められている。

すなわち、物流はその担い手の確保に支障が生ずる状況にあつても、将来にわたつて必要な物資が必要なときに確実に運送される必要があり、貨物自動車運送事業や倉庫業等の物流を担う事業者に加え、荷主及び消費者を含む物流に関わる者が、それぞれの立場で担うべき役割を再考し、物流の効率化のための取組を行うことが必要不可欠である。また、その取組を行うに当たっては、物流が物資の生産や製造の過程、消費と密接に関連しており、かつ、物流には、物流事業者（貨物自動車運送事業者、倉庫業者、鉄道事業者、内航及び外航海運事業者、港湾運送事業者、航空運送事業者、貨物利用運送事業者等の物流業務を行う事業者をいう。以下同じ）、荷主、施設管理者、消費者等の多様な主体が関わっていることを踏まえ、これらのサプライチェーン全体の関係者が連携を図り、その取組の効果を一層高める必要がある。

さらに、物流の効率化のための取組として、貨物自動車による輸送の効率化や共同輸配送、モーターシフトの推進等を行うことを通じて物流の過程において生じている環境への負荷の低減を図ることにより、脱炭素社会の実現に寄与することが必要である。

我が国の物流において貨物自動車運送役務がその中核的な役割を担っていることを鑑みれば、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に向けて運転者の運送及び荷役等の効率化を推進することは、大きな意義を持つものである。

2 運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の目標

貨物自動車運送役務の持続可能な提供を確保するためには、運転者の業務のうち、運送を効率化することに加えて、運送以外の不必要な

荷待ち時間等を短縮することについて、荷主、貨物自動車関連事業者及び連鎖化事業者がそれぞれの立場から取組を行うことが必要である。

また、貨物自動車運送役務の実運送を担う貨物自動車運送事業者等において、輸送網の集約、配送の共同化等により、運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加（以下「積載効率の向上等」という。）を図ることも重要である。荷主及び連鎖化事業者は、貨物自動車運送事業者等がこれらの措置に取り組めるよう、適切なリードタイムの確保等の措置を行うことにより、積載効率の向上等を図る必要がある。

さらに、国及び地方公共団体、港湾管理者、空港管理者、卸売市場開設者、ショッピングセンター等の物流に関する施設を管理する者並びに運送契約や貨物の受渡しに直接関わりを持たないものの商取引に影響を持つ者においても、自らの事業等の実施に伴う運転者への負荷の低減に資する取組を行うことが求められる。

したがって、物資の流通の効率化に関する法律（以下「法」という。）では、貨物自動車運送事業者等、荷主、貨物自動車関連事業者及び連鎖化事業者に対し、運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図るための措置を講ずる努力義務を課すとともに、これらの事業者のうち、一定規模以上のものを特定事業者として指定し、当該措置に関する中長期的な計画の作成等を義務付けることとしている。また、物資の流通に関する事業を行う者、その事業を利用する事業者及び物資の流通に関する施設を管理する者（以下「施設管理者等」という。）については、その事業の実施や施設の管理に伴う運転者への負荷の低減その他の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する措置を講ずる責務を明確化している。

貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送

及び荷役等の効率化の推進に当たっては、安全性の確保を前提とし、国、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等、荷主、貨物自動車関連事業者、連鎖化事業者及び施設管理者等といった物流に関わる様々な関係者が協力して、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

(1) 運転者の荷待ち時間等の短縮

令和十年度までに、全国の貨物自動車による輸送のうち五割の運行で荷待ち時間等を一時間短縮することで、運転者一人当たりの荷待ち時間等を年間百二十五時間短縮することを実現するものとする。

このためには、現状、運転者の一運行の平均拘束時間のうち、荷待ち及び荷役等にかかる時間が合計約三時間と推計されていることを踏まえ、この一運行当たりの荷待ち時間等が全国平均で合計二時間以内となるよう荷待ち時間等を削減する必要がある。また、これを踏まえ、荷主等は、一回の受渡しごとの荷待ち時間等について、原則として目標時間を一時間以内と設定しつつ、業界の特性その他の事情によりやむを得ない場合を除き、二時間を超えないよう荷待ち時間等を短縮するものとする。なお、一回の受渡しごとの荷待ち時間等が一時間以内である荷主等については、その継続及び改善に努めるものとする。

(2) 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加

令和十年度までに、近年四十パーセント以下の水準で推移してきた積載効率について、全国の貨物自動車による輸送のうち五割の車両で五十パーセントを目指し、全体の車両で四十四パーセントへの増加を実現するものとする。また、一運行当たりの輸送効率の向上に当たっては、重量ベースだけでなく、容積ベースでも改善を図るものとする。

(3) 関連する施策への貢献

(1) 及び(2)の目標の達成に向けた取組を通じて、効率的な共同輸配送、共同拠点利用等を図るフィジカルインターネット（規格化された容器に詰められた貨物を、複数企業の倉庫、貨物自動車等をネットワークとして活用し輸送する共同輸配送システムをいう。以下同じ。）の実現を図るとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第八条第一項に基づく地球温暖化対策計画に対策及び施策として位置付けられている脱炭素物流の推進に貢献するものとする。

第二 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する施策に関する基本的な事項

国及び地方公共団体は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化並びに輸送される物資の貨物自動車への過度の集中の是正に関し、次に掲げるところにより、自ら措置を実施するとともに、情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の援助並びに研究開発の推進に努めるものとする。これに加え、広報活動その他の活動を通じて、集貨又は配達に係る運転者への負担の低減に資する施策に関して国民の理解を深めるとともに、その施策の実施に関する国民の協力を求めるよう努めるものとする。

1 荷主として国及び地方公共団体自らが講ずべき事項

国及び地方公共団体は、自らが荷主となる場合は、率先して運転者の運送及び荷役等の効率化に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

2 施設管理者として国及び地方公共団体自らが講ずべき事項

国及び地方公共団体は、自らが港湾管理者、空港管理者又は卸売市場開設者である場合、荷主に対して行政財産の使用許可等を根拠に施設の一部を使用させている場合等、施設管理者となる場合は、その施

設の管理に関し、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

3 設備投資等に対する支援

国は、運転者の運送及び荷役等の効率化に資する設備投資、デジタル化、物流標準化等に取り組む事業者を支援するため、調査、助言その他の必要な援助を講ずるとともに、これらの援助に関する十分な情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 モーダルシフト等に対する支援

国は、輸送される物資の貨物自動車への過度の集中の是正に資するモーダルシフト等に取り組む事業者を支援するため、鉄道、海運等の輸送経路の拡充や輸送品質の向上等に向けた調査、助言その他の必要な援助を講ずるとともに、これらの援助に関する十分な情報の提供を行うよう努めるものとする。

5 技術開発等に対する支援

国は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資するよう、貨物自動車以外的大量輸送機関による貨物輸送の促進に向けた技術開発及び自動運転貨物自動車や無人航空機（ドローン等）による輸送の実用化を推進し、これらの成果の普及等に努めるものとする。

6 物流標準化に対する支援

国は、フィジカルインターネットの実現に向けて、物流現場における自動化又は機械化、デジタル化、省人化等の前提となる物流標準化を推進するため、官民連携により、納品伝票、外装表示、パレット又は外装の規格、商品、事業所等のコード体系、物流用語等の標準化に向けて取り組み、これらの成果の普及等に努めるものとする。

7 高度物流人材の確保・育成

国は、物流統括管理者として物流改善の取組を推進できる人材の確保及び育成を支援するため、物流統括管理者の役割の普及、啓発その

他の必要な措置を講ずるとともに、これらの人材を支える高度物流人材の確保及び育成に取り組むよう努めるものとする。

8 貨物自動車運送役務の職場環境等の整備

国は、貨物自動車運送役務の持続的発展に向けて担い手を確保していくため、多様な人材にとって快適で働きやすい職場環境を整備するとともに、その意義、魅力等について積極的な発信を行うよう努めるものとする。

9 国民に対する広報等

国は、物流が果たしている役割の重要性を物流事業者のみならず社会全体の共通認識として位置付けるため、「ホワイト物流」推進運動等の広報活動を通じて、荷主と物流事業者とが物流サービスに要する費用を考慮した価格や標準的な配送条件を協議しやすい環境を整備するとともに、物流の危機的状況や物流に携わる労働者の社会的価値等について、国民の理解を深めるよう努めるものとする。

10 関連する施策との連携

国は、地球温暖化対策をはじめとする環境政策、国土政策、社会資本整備に関する政策等と十分に連携しつつ、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化のために必要な措置を効果的に講ずることができるよう努めるものとする。

第三 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し、貨物自動車運送事業者等、荷主及び貨物自動車関連事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

貨物自動車運送事業者等、荷主、貨物自動車関連事業者及び連鎖化事業者は、第一の2に定められた目標を達成するため、その運送する貨物、

取り扱う貨物又は事業の特性、従業者の安全の確保の必要性その他の必要な事情に配慮した上で、次の1から4までに掲げる措置を基本とし、それぞれの実情に合わせて、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確

保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する取組を計画的かつ効率的に実施することが必要である。

1 貨物自動車運送事業者等が講ずべき措置

(1) 輸送網の集約、配送の共同化、復荷（帰路において貨物自動車に積載する貨物をいう。以下同じ。）の確保等により、積載効率の向上等を図ること。

(2) 関係事業者が行う運転者の運送及び荷役等の効率化のための取組に協力すること。

(3) 積載効率の向上等に伴う運転者の負荷の低減に取り組むこと。

(4) (1)から(3)までの措置の実効性を確保するため、取組状況及びその効果の把握、関係事業者との連携及び協力等を行うこと。

2 荷主が講ずべき措置

(1) 複数荷主の貨物の積合せ、配送の共同化、復荷の確保に向けた適切なリードタイムの確保、運行効率向上のための発送量及び納入量の適正化等により、積載効率の向上等を図ること。

(2) 適切な貨物の出荷又は入荷日時の設定、トラック予約受付システムの導入等により、運転者の荷待ち時間を短縮すること。

(3) パレット等の導入、検品の効率化、バース等の荷捌き場所の確保等により、運転者の荷役等時間を短縮すること。

(4) (1)から(3)までの措置の実効性を確保するため、責任者の選任等の実施体制整備、取組状況及びその効果の把握、標準的な運賃（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）附則第一条の三第一項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃として令和六年国土交通省告示第二百九号において定められたものをいう。以下同じ。）の活用、関係事業者との連携及び協力等を行うこと。

3 貨物自動車関連事業者が講ずべき措置（貨物自動車関連輸送事業者

にあつては、荷役等時間の短縮に係る措置に限る。）

- (1) 適切な貨物の入荷又は出荷時間の調整、トラック予約受付システムの導入等により、運転者の荷待ち時間を短縮すること。
- (2) 検品の効率化、バース等の荷捌き場所の確保等により、運転者の荷役等時間を短縮すること。
- (3) (1)及び(2)の措置の実効性を確保するため、責任者の選任等の実施体制整備、取組状況及びその効果の把握、関係事業者との連携及び協力等を行うこと。

4 連鎖化事業者が講ずべき措置

- (1) 適切なリードタイムの確保等により、積載効率の向上等を図ること。
- (2) 適切な貨物の出荷又は入荷日時の設定等により、運転者の荷待ち時間を短縮すること。
- (3) (1)及び(2)の措置の実効性を確保するため、責任者の選任等の実施体制整備、取組状況及びその効果の把握、関係事業者との連携及び協力等を行うこと。

第四

集貨又は配達に係る運転者への負荷の低減に資する事業者の活動に関する国民の理解の増進に関する基本的な事項

1 再配達の削減や多様な受取方法の普及促進等について

集貨又は配達に係る運転者への負荷の低減のためには、急いで受け取る必要のない荷物についてゆとりをもった配送日時を指定したり、再配達を避けて多様な受取方法を活用したりする等、配送サービスを日常的に利用する消費者である国民一人一人の理解と実践が不可欠である。また、事業者から消費者への物流だけでなく、事業者から事業者への物流においても、再配達の削減に向けた関係事業者の理解と実践が必要である。

国は、「再配達削減PR月間」をはじめとする広報活動等を通じて、

配送時間帯指定等に関する国民の理解を深めるとともに、コンビニやガソリンスタンドでの受取り、マンション、民間不動産、駅、公共施設等における宅配ボックスの設置、置き配等の取組を推進し、多様な受取方法の普及を図る必要がある。

また、国及び地方公共団体は、それぞれの立場から、再配達の削減や、路上を含む貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保等に取り組み、集貨又は配達に係る運転者への負荷の低減を図る必要がある。さらに、eコマースモールの運営事業者及び通販事業者は、物流事業者、宅配事業者等と連携しながら、物流負荷の低い多様な受取方法の選択、配送日時指定の活用等を利用者に促す仕組みの社会実装に取り組み、再配達削減に向けた消費者の行動変容を促す必要がある。

2 返品物の削減や欠品に対するペナルティの見直しについて

集貨・配達に係る運転者への負荷の低減のためには、納品期限の緩和や賞味期限の大括り化、外装等の汚破損基準の見直し等による返品物の削減や、欠品に対するペナルティの見直しに向けた関係事業者の理解と実践が必要であり、そのためにも、最終購買者である消費者の理解の増進が必要である。

3 「送料無料」表示の見直しについて

消費者の物流サービスに対するコスト意識の浸透と、集貨又は配達に携わる運転者に対する社会的な理解の醸成のため、商取引において物流サービスが無償で提供されているとの誤解を招かないよう「送料無料」等の表現は見直しが求められている。

このため、「送料として商品価格以外の追加負担を求めない」旨の表示をする事業者は、その表示について説明責任を果たす必要がある。また、国は、消費者や事業者の理解を醸成するための取組を積極的に進める必要がある。

第五 その他貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者

の運送及び荷役等の効率化の推進に関し必要な事項

1 物流に関わる多様な主体の役割について

物流は、それに先行又は後続して行われる物資の生産や製造の過程、消費と密接に関連し、かつ、物流事業者、荷主、施設管理者、消費者等の多様な主体により担われており、これらの多様な主体がそれぞれ次に掲げる役割を果たすことで、運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の効果を一層高めることが重要である。

(1) 国は、地方支分部局と連携しながら、貨物自動車運送事業者等、荷主、貨物自動車関連事業者及び連鎖化事業者に対する規制的措施の執行に万全を期す必要がある。また、規制的措施の執行に当たっては、業界の特性、災害の発生その他の事情に配慮するとともに、業界団体等が策定した自主行動計画に即した取組について考慮する必要がある。

(2) 地方公共団体は、積載効率の向上等に資する共同輸配送等の取組の実施やそのための拠点づくりに向けて地域の関係者の合意形成に積極的に関与し、又は参加するほか、地域の産業振興、まちづくり等と連携しながら、荷捌き施設及び休憩場所の確保等の取組を推進することに努める必要がある。

(3) 元請貨物自動車運送事業者等及び貨物利用運送事業者は、運転者の運送及び荷役等の効率化のための取組について第一種荷主から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努める必要がある。また、第二種荷主、連鎖化事業者、運送依頼先の貨物自動車運送事業者、実運送事業者等から協力を求められたときも、その求めに応ずることが望ましい。

(4) 荷主は、運転者の拘束時間を削減するため、有料道路利用料の適切な負担のもと、貨物自動車運送事業者に高速道路の利用を促す必要がある。

(5) 港湾、空港、卸売市場、ショッピングセンター、中古車オークション会場等の施設管理者、タワーマンション、オフィスビル、商業施設等を開発又は運営する事業者、商社、eコマースモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者等の、運送契約及び貨物の受渡しに直接関わりを持たないものの商取引に影響がある者も含め、経済界全体で、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保の重要性に関する理解を深めるとともに、その実現に資する措置を講ずるよう努める必要がある。

(6) レンタルパレット事業者は、荷役の効率化に資する「標準仕様パレット」の利用（官民物流標準化懇談会パレット標準化推進分科会最終とりまとめ（令和六年六月）で定められた規格と運用に基づき、標準規格のパレット（二型等）を、標準化された方法で運用することをいう。）の拡大に向けた発信の継続や取組の充実、共同での利用及び回収の促進を図るとともに、契約への必要事項の明記に係る働き掛けを含め、パレットの紛失防止対策を適切に実施する必要がある。また、レンタルパレットを利用する事業者は、当該パレットをレンタルパレット事業者との契約に定める範囲で適切に使用する必要がある。

(7) パレット製造事業者は、標準規格のパレットの製造、販売及びレンタルパレット市場への投入を拡大するとともに、安定的に供給可能な生産体制整備等を実施する必要がある。

(8) 消費者である国民一人一人は、物流事業者の負担となる短いリードタイムの是正のために製造業者、卸売業者、小売店等の製造から販売までの関係事業者が行った取組の結果として、商品売場での品揃えや納品時期に影響が及ぶ場合があることについて理解を深める必要がある。

2

運転者の運送及び荷役等の効率化の前提となる事項

運転者の運送及び荷役等の効率化を行うに当たっては、国、地方公共団体及び民間事業者は、次に掲げる事項を実施し、運転者の運送及び荷役等の効率化の前提となる環境を整えることで、運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の効果を一層高めることが重要である。

(1) 運転者の労働環境の改善に向けて、国、地方公共団体及び関係事業者は、それぞれの立場から、サービスエリア、パーキングエリア、道の駅等において休憩環境の整備を進めるとともに、運転者の日帰り運行を可能とするための中継輸送拠点や、ダブル連結貨物自動車、自動運転貨物自動車等の運行のための拠点の整備を推進する必要がある。

(2) 運転者の適正な労働時間と適正な賃金の両立に向けて、国は、契約内容の明確化や標準的な運賃の更なる浸透及び適切な見直し、国や地方公共団体等が荷主となる場合の活用 of 徹底等を図り、官民一体となって賃上げ原資となる適正運賃を収受できる環境整備を進める必要があるとともに、貨物自動車運送事業者等は、運転者の賃上げを促進する必要がある。

(3) 運転者の運送及び荷役等の効率化に当たっては、貨物自動車運送事業者等の法令遵守が前提となる。国は、貨物自動車運送事業者等の法令違反の原因となるおそれのある行為をしている悪質な荷主、元請貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者等に対して、トラック・物流Gメンによる是正指導等を徹底するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）に違反するおそれがある場合も含め、悪質な荷主、貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者等に対する処分の厳格化を図る必要がある。また、荷主による法令遵守も不可欠である。国は、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者の排除、運送責任の不

明確化につながる行き過ぎた多重下請構造の是正やそのための実運送体制管理簿の積極的な活用、運転者に対するハラスメントの防止等を図ることが必要である。

二 税法関係

(1) 国税関係

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（倉庫用建物等の割増償却）

第十五条 青色申告書を提出する個人で特定総合効率化計画（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第六条第一項に規定する総合効率化計画のうち同条第三項各号に掲げる事項が記載されたものをいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認定を受けたものが、昭和四十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの（その認定に係る特定総合効率化計画（同法第七条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に記載された同法第四条第三号に規定する特定流通業務施設（以下この項において「特定流通業務施設」という。）であるものに限る。以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該個人の倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する倉庫業（以下この項において「倉庫業」という。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその倉庫業の用に供した場合を除く。）には、その倉庫業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分（当該倉庫用建物等が物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして政令で定める要件を満たす特定流通業務施設であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた年分に限る。）の事業所得の金額の計算上、当該倉庫用建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その倉庫業

の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該倉庫用建物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百八に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該倉庫用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける倉庫用建物等の償却費の額を計算する場合について準用する。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十三条第二項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（倉庫用建物等の割増償却）

第四十八条 青色申告書を提出する法人で特定総合効率化計画（物資の流通の効率化に関する法律第六条第一項に規定する総合効率化計画のうち同条第三項各号に掲げる事項が記載されたものをいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認定を受けたものが、昭和四十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの（その認定に係る特定総合効率化計画（同法第七条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に記載された同法第四条第三号に規定する特定流通業務施設（以下この項において「特定流通業務施設」という。）であるものに限る。以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該法人の倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業（

次項において「倉庫業」という。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）

以後五年以内の日を含む各事業年度（当該倉庫用建物等が物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして政令で定める要件を満たす特定流通業務施設であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度に限る。）

の当該倉庫用建物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該倉庫用建物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の八に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により前項の規定の適用を受けている倉庫用建物等の移転を受け、これを当該法人の倉庫業の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該倉庫用建物等を取得し、又は建設して、これを当該供用日に当該法人の倉庫業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（抄）

（倉庫用建物等の割増償却）

第八条 法第十五条第一項に規定する政令で定める区域は、次に掲げる区域又は地区とする。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第一号に掲げる高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち物資の流通の拠点となる区域として財務省令で定める区域

二 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第四項に規定する臨港地区のうち輸出入に係る貨物の流通の拠点となる地区として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する地区（次項において「特定臨港地区」という。）

2 法第十五条第一項に規定する政令で定めるものは、倉庫用の建物（その附属設備を含む。第四項及び第五項において同じ。）及び構築物のうち、物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの（貯蔵槽倉庫にあつては、特定臨港地区内にあるものに限る。）で、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物（以下この項において「耐火建築物」という。）又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物に該当するもの（冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫以外の倉庫で階数が二以上のものにあつては、耐火建築物に該当するものに限る。）とする。

3 法第十五条第一項に規定する政令で定める要件は、貨物の運送の用に供する自動車の運転者の荷待ち及び荷役の時間の短縮その他の同項に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準に該当することとする。

4 個人が、その取得し、又は建設した建物及び構築物につき法第十五条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該建物及び構築物につき同項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項第二号の規定により地区を指定し、第二項の規定により倉庫用の建物及び構築物を指定し、又は第三項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

（倉庫用建物等の割増償却）

第二十九条の三 法第四十八条第一項に規定する政令で定める区域は、次に掲げる区域又は地区とする。

一 道路法第三条第一号に掲げる高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち物資の流通の拠点となる区域として財務省令で定める区域

二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港灣法第二条第四項に規定する臨港地区のうち輸出入に係る貨物の流通の拠点となる地区として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する地区（次項において「特定臨港地区」という。）

2 法第四十八条第一項に規定する政令で定めるものは、倉庫用の建物（その附属設備を含む。第四項及び第五項において同じ。）及び構築物のうち、物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの（貯蔵槽倉庫にあつては、特定臨港地区内にあるものに限る。）で、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物（以下この項において「耐火建築物」という。）又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物に該当するもの（冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫以外の倉庫で階数が二以上のものにあつては、耐火建築物に該当する

ものに限る。)とする。

3 法第四十八条第一項に規定する政令で定める要件は、貨物の運送の用に供する自動車の運転者の荷待ち及び荷役の時間の短縮その他の同項に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準に該当することとする。

4 法人が、その取得し、又は建設した建物及び構築物につき法第四十八条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該建物及び構築物につき同項の規定の適用を受ける最初の事業年度の確定申告書等に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項第二号の規定により地区を指定し、第二項の規定により倉庫用の建物及び構築物を指定し、又は第三項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

○租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）（抄）

（倉庫用建物等の割増償却）

第六条の二 施行令第八条第一項第一号に規定する財務省令で定める区域は、物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第二条第一項第一号イに掲げる高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺五キロメートルの区域とする。

2 法第十五条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた年分は、国土交通大臣又は同項に規定する倉庫用建物等の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）の当該倉庫用建物等が同条第一項の規定の適用を受けようとする年分において同項に規定する政令で定める要件を満たす特定流通業務施設に該当するものであることを証する書類を当該年分の確定申告書に添付することにより証明がされた当該年分とする。

3 施行令第八条第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第十五条第一項の規定の適用を受けようとする倉庫用の建物（その附属設備を含む。）及び構築物について、国土交通大臣又は当該建物及び構築物の所在地を管轄する地方運輸局長の当該所在地が同項に規定する区域内であること並びに当該建物及び構築物が同項に規定する倉庫用建物等に該当するものであることを証する書類とする。

（倉庫用建物等の割増償却）

第二十条の二十二 施行令第二十九条の三第一項第一号に規定する財務省令で定める区域は、物資の流通の効率化に関する法律施行規則第二条第一項第一号イに掲げる高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺五キロメートルの区域とする。

2 法第四十八条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明が

された事業年度は、国土交通大臣又は同項に規定する倉庫用建物等の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）の当該倉庫用建物等が同条第一項の規定の適用を受けようとする事業年度において同項に規定する政令で定める要件を満たす特定流通業務施設に該当するものであることを証する書類を当該事業年度の確定申告書等に添付することにより証明がされた当該事業年度とする。

3 施行令第二十九条の三第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十八条第一項の規定の適用を受けようとする倉庫用の建物（その附属設備を含む。）及び構築物について、国土交通大臣又は当該建物及び構築物の所在地を管轄する地方運輸局長の当該所在地が同項に規定する区域内であること並びに当該建物及び構築物が同項に規定する倉庫用建物等に該当するものであることを証する書類とする。

【租税特別措置法施行令第八条第一項第二号及び第二十九条の六第一項第二号の規定に基づき、租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける地区を指定する件(平成二十八年国土交通省告示第千百七号)】

○国土交通省告示第千百七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第八条第一項第二号及び第二十九条の三第一項第二号の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける地区を次のように指定し、平成二十八年十月一日から適用する。

なお、租税特別措置法施行令第八条第一項第一号及び第二号並びに第二十九条の六第一項第一号及び第二号の規定の適用を受ける区域を指定する件（平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号）は廃止する。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

租税特別措置法施行令第八条第一項第二号及び第二十九条の三第一項第二号に掲げる地区は、別表に掲げる開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第四項に規定する臨港地区とする。

別表

番号	開港
一	釧路（北海道）
二	苫小牧（同右）
三	八戸（青森県）
四	仙台塩釜（宮城県）
五	鹿島（茨城県）
六	木更津（千葉県）

七	千葉（同右）
八	京浜（東京都 神奈川県）
九	新潟（新潟県）
十	伏木富山（富山県）
十一	清水（静岡県）
十二	三河（愛知県）
十三	衣浦（同右）
十四	名古屋（同右）
十五	四日市（三重県）
十六	阪神（大阪府 兵庫県）
十七	東播磨（兵庫県）
十八	姫路（同右）
十九	和歌山下津（和歌山県）
二十	水島（岡山県）
二十一	福山（広島県）
二十二	広島（同右）
二十三	徳山下松（山口県）
二十四	三田尻中関（同右）
二十五	関門（山口県 福岡県）
二十六	博多（福岡県）
二十七	苅田（同右）
二十八	大分（大分県）

【租税特別措置法施行令第八条第二項及び第二十九条の六第二項の規定に基づき、租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物を指定する件（平成二十八年国土交通省告示第千百八号）】

○国土交通省告示第千百八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第八条第二項及び第二十九条の六第二項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物を次のように指定し、平成二十八年十月一日から適用する。

なお、租税特別措置法施行令第八条第二項及び第二十九条の六第二項の規定の適用を受ける要件を指定する件（平成二十一年国土交通省告示第三百七十五号）は廃止する。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

租税特別措置法施行令第八条第二項及び第二十九条の三第二項に規定する倉庫用の建物（その附属設備を含む。以下同じ。）及び構築物のうち、物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものは、物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第二条第一項第四号ロに規定する到着時刻表示装置（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者から同項第四号ロに規定するシステムを通じて提供された貨物の搬入及び搬出をする数量に関する情報その他の情報を表示できるものに限る。）を有する倉庫用の建物及び構築物とする。

【流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準（令和六年国土交通省告示第二百九十九号）】

○国土交通省告示第二百九十九号

租税特別措置法施行令第八条第三項及び第二十九条の三第三項に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一 当該年又は事業年度において生じたその特定流通業務施設（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第三号に規定する特定流通業務施設をいう。以下同じ。）に係る荷待ち時間（貨物自動車（貨物の運送の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の運転者が貨物自動車の運転の業務に従事した時間のうち、流通業務施設（同号に規定する流通業務施設をいう。以下同じ。）又はその周辺の場所において、その流通業務施設の管理者の都合により貨物の受渡しのために待機した時間の合計をいう。）を当該荷待ち時間の算定の基礎となった貨物自動車の数で除して得た時間が、二十分以下であること。

二 当該年又は事業年度において生じたその特定流通業務施設に係る荷役時間（流通業務施設において貨物自動車の運転者が荷役その他貨物自動車の運転以外の業務に従事した時間の合計をいう。）を当該荷役時間の算定の基礎となった貨物自動車の数で除して得た時間（以下「平均荷役時間」という。）が、当該特定流通業務施設に係る特定総合効率化計画（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する総合効率化計画のうち同条第三項各号に掲げる事項が記載されたものをいう。以下同じ。）に記載された次に掲げる時間（ロに規定する場合に該当しない場合には、イに掲げる時間）をいずれも下回ること。

イ 当該特定流通業務施設に係る平均荷役時間の目標

ロ 当該特定総合効率化計画について流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項の認定を受けた同項に規定する総合効率化事業者が基準年（当該認定の申請の日を含む年の前年又は同日を含む事業年度の前事業年度をいう。）において他の流通業務施設を有する場合における当該基準年において生じた当該他の流通業務施設に係る平均荷役時間

新・増設倉庫証明申請書
(割増償却)

年 月 日

殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称

下記の施設（概要は別紙のとおり。）は、租税特別措置法 { 第 1 5 条第 1 項
第 4 8 条第 1 項 }
に規定する倉庫用建物等であることを証明願います。

物資の流通の効率化に関する法律第 6 条第 1 項に規定する認定を受けた者	☐ 第 6 条第 1 項に規定する認定を受けた者（認定書添付）
倉庫の名称	
倉庫の所有者	
所在地	
床面積（容積）及び階数	m ² (m ³) 階
新 増 設 の 別	新 設 ・ 増 設
新 増 設 年 月 日	年 月 日
対 象 と な る 施 設	☐ 物資の流通の拠点区域内の倉庫 ☐ 特定臨港地区内の倉庫

(注 1) 該当する□欄にレ印をつけること。

番 号
令和 年 月 日

申請のとおり認められたことを証明する。

局(部)長名 印

倉庫の概要

倉庫業法第3条の登録		有無	登 録 の 日	年 月 日	
倉庫業法第7条の変更登録		有無	変 更 登 録 の 日	年 月 日	
新 増 設 の 別		☐ 新設 ☐ 増設	新 増 設 年 月 日	年 月 日	
所 在 地					
倉 庫 の 名 称					
☐ 普通(平屋)		☐ 普通(多階建)	☐ 冷 蔵	☐ 貯蔵槽	
☐ 所管面積(3,000㎡以上) (㎡)		☐ 所管面積(6,000㎡以上) (㎡)	☐ 所管容積(6,000m³以上) (m³)	☐ 所管容積(6,000m³以上) (m³)	
☐ 耐火建築物又は準耐火建築物		☐ 耐火建築物	☐ 耐火建築物又は準耐火建築物		
☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造					
☐ 物資の流通の拠点区域 ☐ 特定臨海地区				☐ 特定臨港地区	
☐ 高規格バース（貨物の搬出入場所からの奥行き m）				☐ 搬入用自動運搬装置 （荷揚げ能力 トン/h） ☐ 搬出用自動運搬装置	
☐ 大型車対応荷さばき・転回場（貨物の搬出入場所の前面の奥行き m）					
☐ 到着時刻表示装置（貨物自動車運送事業者から到着時刻に係る情報を管理するシステムを通じて提供された貨物の搬入及び搬出をする数量に関する情報その他の情報を表示できるものに限る。） ☐ ディスプレイ表示器 （映像面の最大径 c m 導入台数 台） ☐ 携帯用表示器 （導入台数 台）					
		☐ エレベーター （最大積載荷重 トン） ☐ ランプウェイ構造	☐ 強制送風式冷蔵装置 （冷却能力 ℃） （定格出力 kW）	☐ くん蒸ガス循環装置	
				☐ くん蒸ガス保有力 （くん蒸ガス保有率 %）	
☐ 流通加工の用に供する設備					
☐ データ交換システム					
☐ 貨物保管場所管理システム					
☐ 無人搬送車 （導入台数 台） ☐ 自動化保管装置 （導入台数 台） ☐ 高度荷さばき装置（導入台数 台） ☐ 自動検品システム（導入台数 台）					
☐ 非常用データ保存システム					
☐ 保管場所免震装置 ☐ 保管棚制震装置 ☐ 保管棚固定装置 ☐ 貨物落下防止装置 ☐ パレット連結装置 ☐ 貨物・パレット一体包装装置					

1. 該当する□欄にレ印を記入する。
2. 物資流通拠点区域とは、租税特別措置法施行令第8条第1項第1号及び第29条の3第1項第1号に基づき、道路法第3条第1号に掲げる高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち物資の流通の拠点となる区域であり、高速自動車国道のインターチェンジ等（高速自動車国道又は自動車専用道路と一般国道、都道府県道又は市町村道を連結させるための施設）の周辺5キロメートルの区域をいう。この場合、連結する施設とは、道路と道路が連結する部分における道路の中央地点とする。

令和 年度 倉庫の省力化に係る基準証明申請書
(割増償却)

年 月 日

殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称

下記の施設は、租税特別措置法施行令 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 8 条第 3 項} \\ \text{第 2 9 条の 3 第 3 項} \end{array} \right\}$ に規定する国土交通大臣が

定める基準に該当することを証明願います。

物資の流通の効率化に関する法律第 6 条第 1 項に規定する認定を受けた者	☐ 第 6 条第 1 項に規定する認定を受けた者（認定書添付）
倉庫の名称	
倉庫の所有者	
所在地	
証明を受けようとする年又は事業年度	

(注 1) 該当する ☐ 欄にレ印をつけること。

番 号
令和 年 月 日

申請のとおり認められたことを証明する。

局(部)長名 印

荷待ち時間及び荷役時間に対する達成状況

- | |
|--|
| ☐ 当該年又は事業年度において生じたこの施設に係る平均荷待ち時間は 分であり、20 分以下である。 |
| ☐ 当該年又は事業年度において生じたこの施設に係る平均荷役時間は 分であり、下記の時間のいずれも下回っている。 <ul style="list-style-type: none">・特定総合効率化計画に記載したこの施設に係る平均荷役時間の目標 分（※）・特定総合効率化計画に記載した他の流通業務施設に係る平均荷役時間の実績 分（※） |

当該年又は事業年度において生じたこの施設に係る平均荷待ち時間の算出

- ① 当該年又は事業年度において生じたこの施設に係る荷待ち時間の合計 分
- ② 上記①の荷待ち時間の計算の基礎となった貨物自動車の数 台
- ③ 平均荷待ち時間（①／②） 分／台

当該年又は事業年度において生じたこの施設に係る平均荷役時間の算出

- ① 当該年又は事業年度において生じたこの施設に係る荷役時間の合計 分
- ② 上記①の荷役時間の計算の基礎となった貨物自動車の数 台
- ③ 平均荷役時間（①／②） 分／台

1. 該当する□欄にレ印を記入する。
2. （※）「特定総合効率化計画に記載したこの施設に係る平均荷役時間の目標」及び「特定総合効率化計画に記載した他の流通業務施設に係る平均荷役時間の実績」は、それぞれ総合効率化計画に記載した数値を転記すること。
3. 算出方法に使用した数値の根拠として、システム等から抽出した資料を添付すること。

(別添)

租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請 手続要領

1. 新・増設倉庫証明申請書（第1号様式）、倉庫の概要（第1号様式の別紙）、倉庫 の省力化に係る基準証明申請書（第2号様式）、荷待ち時間及び荷役時間に対する達 成状況（第2号様式の別紙）及び添付書類の提出先

新・増設倉庫証明申請書（第1号様式）、倉庫の概要（第1号様式の別紙）、倉庫の省力化に係る基準証明申請書（第2号様式）、荷待ち時間及び荷役時間に対する達成状況（第2号様式の別紙）及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、第1号様式については証明を受けようとする倉庫用建物等ごとに作成し、第2号様式については証明を受けようとする倉庫用建物等ごとに、かつ、証明を受けようとする年又は事業年度ごとに作成し、証明を受けようとする倉庫用建物等ごとに作成し、証明を受けようとする倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局長を名宛人として本局に提出（電子メール可）する。

ただし、当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所（以下「支局等」という。）があるときはその支局等にも申請書等を提出（電子メール可）することができる。

なお、電子メールにて申請を行う場合には、申請書及び添付書類を電子データ（PDF形式等）にして送付する。

2. 申請書等の提出部数

- ① 新・増設倉庫証明申請書（第1号様式）及び倉庫の概要（第1号様式の別紙）を1通
 - ② 第1号様式の別紙を補足する添付書類を倉庫の種類毎に各1通
 - ③ 倉庫の省力化に係る基準証明申請書（第2号様式）及び荷待ち時間及び荷役時間に対する達成状況（第2号様式の別紙）を1通
 - ④ 第2号様式の別紙の数値を算出した根拠となる添付書類（システム等から抽出した資料）を1通
- ※割増償却適用の2年度目以降は、上記③及び④のみを提出すること。

3. 申請書等の記入要領

（1）新・増設倉庫証明申請書（第1号様式）

- ① 物資の流通の効率化に関する法律（以下「物流効率化法」という。）第6条第1項に規定する認定を受けた者
該当する場合に「□欄」に「レ」印を記入する。
- ② 倉庫の名称
登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。
- ③ 倉庫の所有者

倉庫の所有者の氏名又は名称を記入する。

④ 所在地

建物所在地を地番まで記入する。

⑤ 床面積（容積）及び階数

○ 床面積(容積)

倉庫業法施行規則等運用方針（平成 14 年 3 月 28 日付国総貨施第 25 号）
（以下「運用方針」という。）の〔2〕2－1に規定する有効面積又は運用
方針〔2〕2－2に規定する有効容積を記入する。

○ 階数

当該倉庫の階数を記入する。平屋の場合の階数は、「1」と記入する。

⑥ 新增設の別

「新設」又は「増設」の該当する部分に○印を記入する。

⑦ 新增設年月日

新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設
年月日とする。

⑧ 対象となる施設

該当する「□欄」のいずれか1つに「レ印」を記入する。

(2) 倉庫の概要（第1号様式の別紙）

【共通事項】

① 倉庫業法第3条の登録又は倉庫業法第7条の変更登録

当該申請に係る倉庫の新增設について、倉庫業法第3条の登録又は同法7条第
1項の変更登録している場合には、「有」に「○印」を記入する。

② 登録又は変更登録の日

当該申請に係る倉庫について、倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知又は同
法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録
の日付を記入する。

③ 新增設の別

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

④ 新增設年月日

新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設
年月日とする。

⑤ 所在地

建物所在地を地番まで記入する。

⑥ 倉庫の名称

登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。

⑦ 倉庫の種類

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

⑧ 大型車対応荷さばき・転回場

「□欄」に「レ印」を記入し、空地の奥行きを記入する。要件を満たす
ためには、大型車対応荷さばき・転回場（倉庫に設けられた貨物の搬出入場所で

あって、その前面に奥行き 15m 以上の空地を有するものをいう。)を有することが必要となる。

⑨ 到着時刻表示装置

「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、平成 28 年 9 月 30 日付国土交通省告示第 1108 号（以下「告示第 1108 号」という。別紙参照。）で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第 39 条第 1 号に規定する貨物自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステム（以下「予約システム」という。）を使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置（貨物自動車運送事業者から予約システムを通じて提供された貨物の搬入及び搬出をする数量に関する情報その他の情報を表示できるものに限る。）であって、映像面の最大径が 38cm 以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）であることが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑩ 流通加工の用に供する設備

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、ラベル貼り、梱包、袋詰め等の流通加工を行うことができる空間及び設備を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、流通加工の用に供する空間の部分及び設置する設備を明らかにし、具体的な流通加工作業を記入する。

⑪ データ交換システム

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報を電子的に交換する機能（倉庫業者のコンピュータと荷主のコンピュータをオンラインで接続し、これらのコンピュータ間で入庫・出庫・在庫管理の情報を電子的に交換するシステム（インターネットによる情報交換を含む））を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑫ 貨物保管場所管理システム

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、貨物の保管場所に関する情報を電子的に管理し、帳票等により当該情報を表示する機能（コンピュータを使用して倉庫内の貨物の保管場所を特定するシステム）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑬ 非常用データ保存システム（非常用データ保存機能、非常用通信機能及び非常用電源機能を有するものをいう。）

該当する機能の「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の機能を全て有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 非常用データ保存機能

荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報及び貨物の保管場所に関する情報を当該申請に係る倉庫外の安全な場所に保存する機能をいい、具体的には、被災しても安全な他営業所のサーバーや他業者へ委託するサーバー等へ定期的に情報をコピーし保存するシステムをいう。

○ 非常用通信機能

非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な通信を行うものであって、無線通信による通信を行う機能をいい、具体的には、衛星電話による通信システムやMC A無線システム等をいう。

○ 非常用電源機能

非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な電源を供給する機能をいい、具体的には、非常用発電機や蓄電システム等をいう。

【貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の倉庫（以下「普通倉庫」という。）（平屋）】

① 所管面積

「□欄」に「レ印」を記入する。運用方針〔2〕2－1に規定する有効面積を記入する。要件を受けるためには、所管面積が3,000m²以上であることが必要となる。

② 構造

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物資の流通の効率化に関する法律施行規則（以下「物流効率化法施行規則」という。）第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は平成28年9月30日付国土交通省告示第1107号（以下「告示第1107号」という。別紙参照。）に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ 高規格バース

「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑤ 物流業務の自動化・機械化関連機器

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、「レ印」を記入した各項目について導

入台数を記入する。要件を満たすためには、以下の機器のいずれか1つを有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「物流業務の自動化・機械化関連機器」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 無人搬送車

要件を満たすためには、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものであることが必要となる。

○ 自動化保管装置

要件を満たすためには、貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものであることが必要となる。

○ 高度荷さばき装置

要件を満たすためには、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものであることが必要となる。

○ 自動検品システム

要件を満たすためには、スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の出入庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムであることが必要となる。

⑥ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【普通倉庫（多階建）】

① 所管面積

「□欄」に「レ印」を記入する。運用方針〔2〕2－1に規定する有効面積を記入する。要件を満たすためには、所管面積が6,000m²以上であることが必要となる。

② 構造

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはり鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は告示第1107号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ 高規格バース

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑤ エレベーター又はランプウェイ構造

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、メーカーの仕様書等に記載されたエレベーターの最大積載荷重の数値を記載する。要件を満たすためには、最大積載荷重が2t以上のエレベーター又はランプウェイ構造のいずれかを有することが必要となる。

⑥ 物流業務の自動化・機械化関連機器

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、「レ印」を記入した各項目について導入台数を記入する。要件を満たすためには、以下の機器のいずれか1つを有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「物流業務の自動化・機械化関連機器」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 無人搬送車

要件を満たすためには、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものであることが必要となる。

○ 自動化保管装置

要件を満たすためには、貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものであることが必要となる。

○ 高度荷さばき装置

要件を満たすためには、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばき

を行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものであることが必要となる。

○ 自動検品システム

要件を満たすためには、スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムであることが必要となる。

⑦ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【冷蔵倉庫】

① 所管容積

「□欄」に「レ印」を記入する。運用方針〔2〕2－2に規定する有効容積を記入する。要件を満たすためには、所管容積が6,000m³以上であることが必要となる。

② 構造

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は告示第1107号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ 高規格バース

「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑤ 強制送風式冷蔵装置

「□欄」に「レ印」を記入し、メーカーの仕様書等に記載された冷却能力及び電動機の定格出力の数値を記入する。要件を満たすためには、強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置のうち室温の調整を自動的に行うものであって、圧縮機を駆動する電動機の定格出力が3.7Kw以上を有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑥ 物流業務の自動化・機械化関連機器

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、「レ印」を記入した各項目について導入台数を記入する。要件を満たすためには、以下の機器のいずれか1つを有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「物流業務の自動化・機械化関連機器」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 無人搬送車

要件を満たすためには、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものであることが必要となる。

○ 自動化保管装置

要件を満たすためには、貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものであることが必要となる。

○ 高度荷さばき装置

要件を満たすためには、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものであることが必要となる。

○ 自動検品システム

要件を満たすためには、スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムであることが必要となる。

⑦ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保

管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【貯蔵槽倉庫】

① 所管容積

「□欄」に「レ印」を記入する。運用方針〔2〕2－2に規定する有効容積を記入する。要件を満たすためには、所管容積が 6,000m³ 以上であることが必要となる。

② 構造

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはり鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、告示第 1107 号に定める臨港地区(特定臨港地区)内に立地するものであることが必要となる。

④ 搬入用自動運搬装置

「□欄」に「レ印」を記入し、メーカーの仕様書等に記載された荷揚げ能力の数値を記入する。要件を満たすためには、搬入用自動運搬装置（貨物の搬入口から貯蔵槽内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、荷揚げ能力が毎時 300 ト以上のものを有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑤ 搬出用自動運搬装置

「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であって、自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものをいう。）を有することが必要となる。ただし、3（2）

【貯蔵槽倉庫】⑥の特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあっては、搬出用自動運搬装置を有することを要しない。

⑥ くん蒸ガス循環装置

「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、くん蒸ガス循環装置（貯蔵槽倉庫内の臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であって、臭化メチルの投薬後 2 時間以内に当該臭化メチルを均一化するものをいう。）を有することが必要となる。

⑦ くん蒸ガス保有力

「□欄」に「レ印」を記入し、くん蒸ガス保有力を記入する。要件を満たすためには、貯蔵槽倉庫の容積 1m³につき臭化メチルを 10g 使用した場合の 48 時間後における当該臭化メチルの残存率が 55%以上であることが必要となる。

(3) 倉庫の省力化に係る基準証明申請書（第 2 号様式）

① 物流効率化法第 6 条第 1 項に規定する認定を受けた者に該当する場合に「□欄」に「レ」印を記入する。

② 倉庫の名称

登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。

③ 倉庫の所有者

倉庫の所有者の氏名又は名称を記入する。

④ 所在地

建物所在地を地番まで記入する。

⑤ 年又は事業年度

証明を受けようとする年又は事業年度を記入する。

(注) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の規定に基づく割増償却の適用を受けるためには、その適用を受けようとする年又は事業年度ごとに倉庫の省力化に係る基準証明申請書（第 2 号様式）を提出し、それぞれの年又は事業年度において証明を受ける必要があることに留意すること。

(4) 荷待ち時間及び荷役時間に対する達成状況（第 2 号様式の別紙）

① 貨物自動車の運転者の平均荷待ち時間

「□欄」に「レ印」を記入し、証明を受けようとする年又は事業年度の貨物自動車の運転者の平均荷待ち時間を記入する。要件を満たすためには、当該平均荷待ち時間が 20 分以下である必要がある（令和 6 年 3 月 30 日付国土交通省告示第 299 号（以下「告示第 299 号」という。別紙参照。）で指定する要件）。なお、平均荷待ち時間がわかる書類（予約システムから出力した記録等）を添付すること。

② 貨物自動車の運転者の平均荷役時間

「□欄」に「レ印」を記入し、証明を受けようとする年又は事業年度の貨物自動車の運転者の平均荷役時間を記入する。要件を満たすためには、当該平均荷役時間が次に掲げる時間（ロがない場合には、イのみ）をいずれも下回る必要がある（告示第 299 号で指定する要件）。

イ 特定総合効率化計画に記載したこの施設に係る平均荷役時間の目標

ロ 特定総合効率化計画に記載した他の流通業務施設に係る平均荷役時間の実績

なお、平均荷役時間がわかる書類（予約システムから出力した記録等）を添付

すること。

4. 添付書類

次に掲げる書類を申請書に添付する。

ただし、倉庫業法第3条の登録又は第7条の変更登録の申請で②から④の書類を添付した場合は、これらの書類の添付を省略できる。

- ① 物流効率化法第6条第1項に規定する認定書の写し
- ② 倉庫明細書（倉庫業法施行規則第1号様式の倉庫明細書をいう。）
- ③ 倉庫の平面図（階数が二以上である場合は、各階の平面図）、立面図及び断面図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図をいう。）
- ④ 倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ホの倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図をいう。）
- ⑤ 倉庫の立地区分
 - 当該申請に係る倉庫が物流効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の中心点（平面図における倉庫建物の対角線の交点）を起点に、半径5kmに相当する円を描いた2万5千分の1又は5万分の1の地図をいう。）
 - 当該申請に係る倉庫が告示第1107号に規定する臨港地区（特定臨港地区）に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の建築確認通知書の写し又は港湾管理者が作成した臨港地区を示す図面をいう。）
- ⑥ 到着時刻表示装置が貨物自動車運送事業者から予約システムを通じて提供された貨物の搬入及び搬出をする数量に関する情報その他の情報を表示できるものであることを証する書面。なお、到着時刻表示装置として「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、当該書面に加え、当該表示器が物流効率化法施行規則第2条第1項第4号ロ及び平成28年9月30日付農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第3号（以下「告示第3号」という。別紙参照。）第1条に定める基準に適合することを証する書面（ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第1項第4号ロ及び同告示第1条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- ⑦ 普通倉庫（平屋又は多階建）又は冷蔵倉庫にあつては、物流業務の自動化・機械化関連機器が物流効率化法施行規則第2条第2項第7号ホ(1)から(4)までに定める基準のいずれかに適合することを証する書類（当該機器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第7号へ(1)から(4)までに定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- ⑧ 普通倉庫（平屋又は多階建）及び冷蔵倉庫にあつては、地震による貨物の荷崩れを防止する装置が物流効率化法施行規則第2条第2項第7号へ(1)から(6)までに定める基準のいずれかに適合することを証する書類（当該装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第7号ホ(1)から

(6)までに定める基準に適合することを証する書面をいう。)

- ⑨ 普通倉庫（多階建）にあつては、エレベーターが物流効率化法施行規則第2条第2項第8号ロに定める基準に適合することを証する書面（エレベーターに関するメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第8号ロに定める基準に適合することを証する書面をいう。)
- ⑩ 冷蔵倉庫にあつては、強制送風式冷蔵装置が物流効率化法施行規則第2条第2項第7号ハ及び告示第3号第6条に定める基準に適合することを証する書面（強制送風式冷蔵装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第7号ハ及び同告示第6条に定める基準に適合することを証する書面をいう。)
- ⑪ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる書面
 - 搬入用自動運搬装置が物流効率化法施行規則第2条第2項第6号ロ及び告示第3号第2条に定める基準に適合することを証する書面（搬入用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第6号ロ及び同告示第2条に定める基準に適合することを証する書面をいう。)
 - 搬出用自動運搬装置が物流効率化法施行規則第2条第2項第6号ハに定める基準に適合することを証する書面（搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第6号ハに定める基準に適合することを証する書面をいう。)
 - くん蒸ガス循環装置が物流効率化法施行規則第2条第2項第6号ニ及び告示第3号第3条に定める基準に適合すること及びくん蒸ガス保有力が同施行規則第2条第2項第6号ホ及び同告示第4条に定める基準に適合することを証する輸入植物検疫規程第4条第2項に基づく「くん蒸倉庫指定通知書」の写し（当該申請に係る貯蔵槽倉庫が、輸入植物検疫規程第4条第2項に基づく同規程別表第5に規定する特A級、A級又はB級に相当することを証する植物検疫所長の「くん蒸倉庫指定通知書」の写しをいう。)

⑫ 様式1（到着時刻表示装置）

「概略図」には、予約システムのシステム全体のフロー図を記入する。

「概略図の説明」には、予約システムの運用ルールとして、予約可能時間枠の説明（予約可能時間枠の時間幅等）、利用者に対する予約可能時間枠の提示方法、予約方法等について記入する。

「到着時刻表示装置の仕様等」については、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカー名、映像面の最大径及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。

⑬ 様式2（データ交換システム）

「概略図」については、データ交換システムのシステム全体のフロー図を記入する。

「情報交換の内容」については、入庫情報、出庫情報又は在庫情報のうち、該当

する「□欄」に「レ印」を記入する。

「その他」については、入庫情報、出庫情報、在庫情報以外の情報交換に関する情報がある場合には、具体的に記入する。

「荷主の名称及び住所」については、当該システムを利用している主な荷主の名称、住所を記入する。

「概略図の説明」については、データ交換の取り決め、使用ソフトウェア等当該システムの内容を具体的に記入する。

「備考」については、当該システムを利用して情報交換を行っている他の荷主、その他当該システムに関する上記以外の事項を具体的に記入する。

⑭ 様式3（貨物保管場所管理システム）

「貨物の保管場所の割り振りの仕方」、「管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要」、「使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要」、「備考」の各項目について、当該申請に係る貨物保管場所管理システムの概要を具体的に記入する。

⑮ 様式4（非常用データ保存システム（非常用データ保存機能、非常用通信機能及び非常用電源機能）

○ 非常用データ保存機能

「機能の概要」、「データ保存場所（会社名（営業所名）、住所等）」、「保存データの内容」、「データ保存容量」、「バックアップ頻度」の各項目について、当該申請に係る非常用データ保存機能の概要を具体的に記入する。

○ 非常用通信機能

「機能の概要（通信を行うデータの内容、通信速度等）」、「メーカー名、型番、通信方法」の各項目について、当該申請に係る非常用通信機能の概要を具体的に記入する。

○ 非常用電源機能

「機能の概要（電力の供給先、連続稼働時間等）」、「メーカー名、型番、容量」の各項目について、当該申請に係る非常用電源機能の概要を具体的に記入する。

⑯ 様式5の1（物流業務の自動化・機械化関連機器①）

自動化・機械化関連機器のうち、導入するものについて、「□欄」に「レ印」を記入する。各機器における記入欄については以下の要領に従い記入する。

○ 無人搬送車

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る無人搬送車の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る無人搬送車が該当する、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載、移動走行方式をそれぞれ記入する。

○ 自動化保管装置

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る自動化保管装置の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該

申請に係る自動化保管装置の貨物の搬出入装置の種別（スタッパークレーン、多段移動台車、棚上搬送ロボット等）及び具体的な地震の影響を軽減する機能を記入する。

○ 高度荷さばき装置

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る高度荷さばき装置の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る高度荷さばき装置が該当する具体的な分類（パレタイズロボット、ピッキングロボット、音声ピッキング、デジタルピッキング等）を記入する。

○ 自動検品システム

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る自動検品システムの概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る自動検品システムがスキャン方式又は無線設備の該当するいずれかを記入する。

⑰ 様式5の2（物流業務の自動化・機械化関連機器②）

「作業内容」、「取扱貨物」、「運用体制」、「活用による効果」の各項目について、導入する自動化・機械化関連機器の概要を具体的に記入する。「活用による効果」については、機器の活用により、特定流通業務施設において見込まれる省力化の効果を定量的・具体的に記入する。

様式 1（到着時刻表示装置）

概略図

概略図の説明

到着時刻表示装置の仕様等

☐ ディスプレイ表示器

メーカー名：

映像面の最大径：

導入台数：

☐ 携帯用表示器

導入台数：

様式 2 (データ交換システム)

概略図

情報交換の内容

- ☐ 入庫情報：
- ☐ 出庫情報：
- ☐ 在庫情報：
- そ の 他：

荷主の名称及び住所

名 称：_____

住 所：_____

概略図の説明

備 考

様式3（貨物保管場所管理システム）

貨物保管場所の割り振りの仕方

管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要

使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要

備 考

様式4（非常用データ保存システム）

非常用データ保存機能

機 能 の 概 要：

デ ー タ 保 存 場 所：

会社名（営業所名）：

住 所 等：

保存データの内容：

デ ー タ 保 存 容 量：

バックアップ頻度：

非常用通信機能

機能の概要（通信を行うデータの内容、通信速度等）：

メ ー カ ー 名：

型 番：

通 信 方 法：

非常用電源機能

機能の概要（電力の供給先、連続稼働時間等）：

メ ー カ ー 名：

型 番：

容 量 （ K V A ）：

*「非常用データ保存システム」として3つの機能を一体的に運用している場合は、そのシステムの概要を（保存、通信、電源機能が分かるように）記入する。

様式5の1（物流業務の自動化・機械化関連機器①）

☐ 無人搬送車

メーカー名：

機 器 名：

分 類：

導 入 台 数：

☐ 自動化保管装置

メーカー名：

機 器 名：

分 類：

導 入 台 数：

☐ 高度荷さばき装置

メーカー名：

機 器 名：

分 類：

導 入 台 数：

☐ 自動検品システム

メーカー名：

機 器 名：

分 類：

導 入 台 数：

様式5の2（物流業務の自動化・機械化関連機器②）

作業内容
取扱貨物
運用体制
活用による効果

(2) 地方税関係

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（固定資産税等の課税標準の特例）

附則第十五条 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第六条第一項に規定する総合効率化事業者（以下この項において「総合効率化事業者」という。）が、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する総合効率化計画に基づき実施する同法第四条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業により取得した次の各号に掲げる施設又は設備に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、これらの固定資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、これらの固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（同項に規定する倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）である総合効率化事業者が新設し、又は増設した流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるもの（増設した倉庫にあつては、当該増設部分に限る。）

二分の一

二 前号に規定する倉庫に附属する機械設備で政令で定めるもの 四分の一
三（当該機械設備のうち物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与するものとして政令で定めるものにあつては、二分の一）

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一條 法附則第十五条第一項第一号に規定する倉庫を建設することを

目的として設立された法人で政令で定めるものは、倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（以下この項において「倉庫業者」という。）に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 事業協同組合で倉庫業者のみを構成員とするもの

二 株式会社で当該株式会社に出資した倉庫業者がその発行済株式の総数の十分の九以上に相当する株式を所有するもの

2 法附則第十五条第一項第一号に規定する流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ 容器に入っていない粉状若しくは粒状の物品その他のばらの物品を保管する倉庫であつて穀物の貯蔵用の倉庫としての構造を有するもの（以下この号並びに次項第二号及び第三号において「貯蔵槽倉庫」という。）、総務省令で定める冷蔵品を保管する倉庫（以下この項において「冷蔵倉庫」という。）又はその他の倉庫で総務省令で定めるもの（以下この項において「一般倉庫」という。）のいずれかであること。

ロ 倉庫業法第六条第一項第四号に規定する基準に適合しているもの

であり、かつ、法附則第十五条第一項第一号に規定する倉庫業者によつて専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること。

ハ 主要構造部が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（総務省令で定める骨格材を用いるものに限る。）であること。

ニ 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第七条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第四条第三号に規定する特定流通業務施設に該当するものであること。

ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

（1） その容積が六千立方メートル以上のものであること。

（2） 搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置で総務省令で定めるものをいい、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。（3）において同じ。）が取り付けられたものに限る。）が設けられているものであること。

（3） 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出を連続して自動的に行う装置で総務省令で定めるものをいい、自動検量装置が取り付けられたものに限る。）が設けられているものであること（次項第二号に掲げる特定搬出用自動運搬装置が設けられている場合を除く。）。

（4） 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

（i） 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

（ii） 次項第二号に掲げる特定搬出用自動運搬装置が設けられているものであること。

（5） 流通機能の高度化及び流通業務の省力化のために必要とさ

れる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

へ 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) その容積が六千立方メートル以上のものであること。

(2) 強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで水点下の室温を保持する冷却能力を有する装置であつて、室温の調整を自動的に行うものをいう。）が設けられているものであること。

(3) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

(4) 流通機能の高度化及び流通業務の省力化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

ト 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) その床面積が三千平方メートル（当該一般倉庫の階数が二以上のものにあつては、六千平方メートル）以上のものであること。

(2) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

(3) 流通機能の高度化及び流通業務の省力化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

二 道路法第三条第一号に掲げる高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち物資の流通の拠点となる区域として国土交通大臣が総務大臣と協議して指定する区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ 冷蔵倉庫又は一般倉庫のいずれかであること。

ロ 前号ロからニまでに掲げる要件に該当するものであること。

ハ 冷蔵倉庫にあつては、前号へに掲げる要件に該当するものであること。

ニ 一般倉庫にあつては、前号トに掲げる要件に該当するものであること。

3 法附則第十五条第一項第二号に規定する倉庫に附属する機械設備で政令で定めるものは、次のいずれかに該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 到着時刻表示装置（貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者が貨物の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムとして総務省令で定めるものを使用して提供した前項各号に掲げる倉庫に到着する予定時刻に係る情報を表示する装置であつて、総務省令で定める規格その他の基準に適合するものをいう。）

二 特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であつて、総務省令で定める搬出能力その他の基準に適合するものをいう。）

三 貨物自動車関係情報自動解析装置（前項各号に掲げる倉庫（貯蔵槽倉庫にあつては、第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものに限る。）において物資の搬入及び搬出の円滑化を図るために、自動車登録番号標による貨物の運送の用に供する自動車の特定及び当該自動車に係る情報の解析を自動的に行う一又は二以上の装置であつて、総務省令で定める機能を有するものをいう。）

4 法附則第十五条第一項第二号に規定する機械設備のうち物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与するものとして政令で定めるものは、前項第三号に掲げる機械設備とする。

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）（抄）

（政令附則第十二条第二項第一号の倉庫等）

第六条 政令附則第十一条第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた倉庫は、同号に掲げる要件に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長（運輸監理部の長を含む。）の証明がされた倉庫とする。

2 政令附則第十一条第二項第一号イに規定する総務省令で定める冷蔵品は、倉庫業法施行規則別表に掲げる第八類物品とし、同号に規定する総務省令で定める倉庫は、倉庫業法施行規則第三条の四第一項に規定する一類倉庫とする。

3 政令附則第十一条第二項第一号ハに規定する総務省令で定める骨格材は、その肉厚が三ミリメートル以上の骨格材とする。

4 政令附則第十一条第二項第一号ホ（㉔）に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有し、荷揚げ能力が毎時三百トン以上である装置とする。

5 政令附則第十一条第二項第一号ホ（㉕）に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有する装置とする。

6 政令附則第十一条第二項第一号ホ（㉖）に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 次に掲げるシステムが導入されているものであること。

イ データ交換システム（荷主その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）

ロ 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。）

二 貨物の搬出場所の前面に奥行き十五メートル以上の空地が設けられ

ているものであること。

7 政令附則第十一条第二項第一号ヘ（㉗）及び同号ト（㉘）に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 倉庫の一の階のいずれかの外壁面に貨物の搬出入場所が技術的に可能な範囲で設けられているものであること。

二 前号に規定する貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が倉庫内に設けられているものであること。

三 第一号に規定する貨物の搬出入場所の前面に奥行き十五メートル以上の空地が設けられているものであること。

四 倉庫に併設して流通加工の用に供する空間が設けられているものであること。

五 前項第一号に掲げる要件に該当するものであること。

六 次に掲げるもののいずれかを有するものであること。

イ 無人搬送車（自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であつて、日本産業規格（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。）Ｄ六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものをいう。）

ロ 自動化保管装置（貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であつて、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。）

ハ 高度荷さばき装置（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであつて貨物の荷さばきを行うもの又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であつて貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。）

ニ 自動検品システム（スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と

当該貨物の出入庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。）

8 政令附則第十一条第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた倉庫は、同号に掲げる要件に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長（運輸監理部の長を含む。）の証明がされた倉庫とする。

9 政令附則第十一条第三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた機械又は設備は、同項各号に掲げる機械又は設備のいずれかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長（運輸監理部の長を含む。）の証明がされた機械又は設備とする。

10 政令附則第十一条第三項第一号に掲げる貨物の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムとして総務省令で定めるものは、政令附則第十一条第二項各号に掲げる倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者が提供する当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムとする。

11 政令附則第十一条第三項第一号及び第二号に規定する総務省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる機械設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

機械設備の名称	基準
一 到着時刻表示装置	映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は政令附則第十一条第二項各号に掲げる倉庫内の作

業に従事する者の携帯用の表示器であること。

二 特定搬出用自動運搬装置

貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有し、かつ、搬出能力が毎時百トン以上であつて、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。）が取り付けられたものであること。

12 政令附則第十一条第三項第三号に規定する総務省令で定める機能は、次に掲げる機能とする。

- 一 貨物の運送の用に供する自動車に係る自動車登録番号標を撮影し、当該自動車に係る情報を取得する機能
- 二 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した情報システムにより前号の情報の解析を行う機能
- 三 赤外線投光機能

13
（略）

102

【地方税法施行令附則第十一条第二号の規定に基づき、地方税法附則第十五条第一項の規定の適用を受ける区域を指定する件（平成二十八年国土交通省告示第千百九号）】

○平成二十八年国土交通省告示第千百九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第二項第二号の規定に基づき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第一項の規定の適用を受ける区域を次のように指定し、平成二十八年十月一日から適用する。

なお、地方税法附則第十五条第三項の規定の適用を受ける区域を指定する件（平成十七年国土交通省告示第千六十三号）は廃止する。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

地方税法施行令附則第十一条第二項第二号に掲げる区域は、次に掲げる道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。）と同法第三条第二号に規定する一般国道、同条第三号に規定する都道府県道又は同条第四号に規定する市町村道を連結させるための施設からの距離が五キロメートル以内である区域とする。

一 道路法第三条第一項に規定する高速自動車国道（まだ供用の開始がないものを除く。次号において同じ。）

二 道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路（高速自動車国道に接続しているもの限り、まだ供用の開始がないものを除く。）

新・増設倉庫証明申請書

年 月 日

殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称

下記の施設（概要は別紙のとおり。）は、地方税法施行令附則第 1 1 条各項の要件に該当するものであることを証明願います。

倉庫の名称			
倉庫の所有者			
所在地			
床面積（容積）及び階数	㎡（m³）		階
新増設の別	新設・増設		
新増設年月日	年	月	日
対象となる施設		施設に係る要件	
☐ 臨港地区内の倉庫		地方税法施行令附則第 1 1 条第 2 項	
☐ 物資流通拠点区域内の倉庫			
対象となる機械設備		機械設備に係る要件	
☐ 到着時刻表示装置		地方税法施行令附則第 1 1 条第 3 項	
☐ 特定搬出用自動運搬装置			
☐ 貨物自動車関係情報自動解析装置			

(注) ① 該当する□欄にレ印を記入すること。
② 物資の流通の効率化に関する法律第 6 条第 1 項に規定する認定を受けたことを確認するため、認定書の写しを添付することとする。

番 号
令和 年 月 日

申請のとおり要件に該当することを証明する。

局(部)長名 印

倉庫の概要

[流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫]

倉庫業法第3条の登録	有 無	登録の日	年 月 日
倉庫業法第7条の変更登録	有 無	変更登録の日	年 月 日
新 増 設 の 別	☐ 新設 ☐ 増設	新增設年月日	年 月 日
所 在 地			
所 管 面 容 積	m ² ・m ³	倉庫の名称	
倉庫の種類	☐ 1類(平屋) ☐ 1類(多階建) ☐ 冷蔵 ☐ 貯蔵槽(穀物貯蔵可能な構造)		
主 要 構 造 部	☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 (骨格材の肉厚 mm)		
倉庫の立地区分	一般倉庫又は冷蔵倉庫	☐ 臨港地区 ☐ 物資流通拠点区域	
	貯蔵槽倉庫	☐ 臨港地区	
倉庫業法第6条第1項第4号の基準	☐ 適合 ☐ 不適合		
貨物の搬出入場所の前面の空地	奥行き m		
倉庫の外壁面に設けられた貨物の搬出入場所(一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る)	☐ 適合 ☐ 不適合		
貨物の荷さばきの用に供する空間(一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る)	奥行き m		
☐ 強制送風式冷蔵装置(冷蔵倉庫に限る)(取得年月日 年 月 日) 冷却能力 ℃ 機械等 ☐ 送風機 ☐ 温度自動調整装置			
☐ 搬入用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫に限る)(取得年月日 年 月 日)			
☐ 搬出用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫に限る)(取得年月日 年 月 日)			
☐ 到着時刻表示装置 ☐ ディスプレイ表示器(取得年月日 年 月 日) 映像面の最大径 cm 導入台数 台 ☐ 携帯用表示器 導入台数 台			
☐ 貨物自動車関係情報自動解析装置(取得年月日 年 月 日) 地方税法施行規則附則第6条第12項に定める機能を一の装置で有する設備の 導入台数 台 地方税法施行規則附則第6条第12項に定める機能を二以上の装置で有する設備の 導入台数 台			
☐ 特定搬出用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫に限る)(取得年月日 年 月 日) 搬出能力 トン/毎時			
☐ 流通加工の用に供する空間			
☐ データ交換システム			
☐ 貨物保管場所管理システム			
☐ 無人搬送車 導入台数 台 (取得年月日 年 月 日)			
☐ 自動化保管装置 導入台数 台 (取得年月日 年 月 日)			
☐ 高度荷さばき装置 導入台数 台 (取得年月日 年 月 日)			
☐ 自動検品システム 導入台数 台 (取得年月日 年 月 日)			

備考：該当する□欄にレ印を記入する。

(別添)

地方税法附則第 15 条第 1 項に係る地方運輸局長等の証明の申請の手続要領

1. 新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類の提出先

新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、証明を受けようとする倉庫ごとに作成し、証明を受けようとする倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局長を名宛人として本局に提出（電子メール可）にて送付する。

ただし、当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所（以下「支局等」という。）があるときは、その支局等にも申請書等を提出（電子メール可）することができる。

なお、電子メールにて申請を行う場合には、申請書及び添付書類を電子データ（PDF 形式等）にして送付する。

2. 申請書等の提出部数

- ① 新・増設倉庫証明申請書及び倉庫の概要を 1 通
- ② 添付書類を倉庫の種類毎に各 1 通

3. 申請書等の記入要領

(1) 新・増設倉庫証明申請書

① 倉庫の名称

登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。

② 倉庫の所有者

倉庫の所有者の氏名又は名称を記入する。

③ 所在地

建物所在地を地番まで記入する。

④ 床面積（容積）及び階数

○ 床面積（容積）

倉庫業法施行規則等運用方針（平成 14 年 3 月 28 日付国総貨施第 25 号）（以下「運用方針」という。）の〔2〕2－1 に規定する有効面積又は運用方針〔2〕2－2 に規定する有効容積を記入する。

○ 階数

当該倉庫の階数を記入する。平屋の場合の階数は、「1」と記入する。

⑤ 新增設の別

「新設」又は「増設」の該当する部分に○印を記入する。

⑥ 新增設年月日

新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。

⑦ 対象となる施設

該当する「□欄」のいずれか1つに「レ印」を記入する。

⑧ 対象となる機械設備

該当する装置の「□欄」に「レ印」を記入する。

(2) 倉庫の概要

① 倉庫業法第3条の登録及び倉庫業法第7条の変更登録

申請者が倉庫業者で、かつ、当該申請に係る倉庫の新增設について、倉庫業法第3条の登録又は同法第7条第1項の変更登録をしている場合には、「有」に「○印」を記入する。

申請者が地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない場合には、当該申請に係る倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が、倉庫業法第3条の登録又は同法第7条第1項の変更登録している場合には、「有」に「○印」を記入する。

② 登録及び変更登録の日

申請者が倉庫業者の場合には、当該申請に係る倉庫について取得した倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知書又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。

申請者が地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない場合には、当該申請に係る倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が取得した倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知書又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。

この場合において、当該倉庫の使用者が2以上いるときは、そのうちの1の者の登録通知書又は変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入すれば足りる。

③ 新增設の別

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

④ 新增設年月日

新設又は増設した日を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。

⑤ 所在地

建物所在地を地番まで記入する。

⑥ 所管面容積

運用方針〔2〕2-1に規定する有効面積又は、運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。

⑦ 倉庫の名称

登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。

⑧ 倉庫の種類

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

⑨ 主要構造部

該当する「□欄」に「レ印」を付ける。骨格材の肉厚は設計図上の厚さを記

入する。要件を満たすためには、骨格材の肉厚は3mm以上が必要となる。

⑩ 倉庫の立地区分

当該申請に係る倉庫が該当する立地区分について、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、一般倉庫又は冷蔵倉庫にあつては、地方税法施行令附則第11条第2項第1号に規定する臨港地区内又は同施行令附則第11条第2項第2号及び平成28年9月30日付国土交通大臣告示第1109号（以下「告示第1109号」という。別紙参照。）に定める物資の流通の拠点となる区域内に立地するものであることが必要となる。また、貯蔵槽倉庫にあつては、同施行令附則第11条第2項第1号に規定する臨港地区内に立地するものであることが必要となる。

⑪ 倉庫業法第6条第1項第4号の基準

当該申請に係る倉庫が、申請時において倉庫業法第3条の登録又は同法第7条第1項の変更登録している場合には、「適合」欄に「レ印」を記入する。

当該申請に係る倉庫が、地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない者の所有に属する場合において、当該倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が申請時において倉庫業法第3条の登録または同法第7条第1項の変更登録を取得しているときは、「適合」欄に「レ印」を記入する。

⑫ 貨物の搬出入場所の前面の空地

貨物の搬出入場所の前面の空地の奥行きを記入する。要件を満たすためには、貨物の搬出入場所の前面の空地に奥行き15m以上の空地が設けられていることが必要となる。

⑬ 倉庫の外壁面に設置された貨物の搬出入場所（一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る。）

該当する場合に「適合」欄に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、倉庫の一の階のいずれかの外壁面に貨物の搬出入場所が技術的に可能な範囲で設けられているものであることが必要となる。

⑭ 貨物の荷さばきの用に供する空間（一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る。）

貨物の搬出入場所からの奥行きを記入する。要件を満たすためには、倉庫の貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が倉庫に設けられていることが必要となる。

⑮ 強制送風式冷蔵装置（冷蔵倉庫に限る。）

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載された冷却能力を記入する。機械等の欄は、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置であつて、室温の調整を自動的に行うもの）が設けられていることが必要となる。

⑯ 搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日を記入する。要件を満たすためには、搬入用自動運搬装置（貯蔵槽内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類

及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、荷揚げ能力が毎時 300 トン以上のものをいう。) が設けられていることが必要となる。

⑰ 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日を記入する。要件を満たすためには、搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するもの）が設けられていることが必要となる。ただし、3（2）⑱の特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあっては、搬出用自動運搬装置を有することを要しない。

⑱ 到着時刻表示装置、貨物自動車関係情報自動解析装置、特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に貨物自動車関係情報自動解析装置を設置する場合は、到着時刻表示装置を選択した場合に限る。）（特定搬出用自動運搬装置については、貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する装置等の「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、これらの装置等のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 到着時刻表示装置

「ディスプレイ表示器」又は「携帯表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第 39 条第 1 号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が 38cm 以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 貨物自動車関係情報自動解析装置

取得年月日及び導入台数（以下のアからウの機能を全て満たした装置を一括して1台として扱う）を記入する。要件を満たすためには、貨物自動車関係情報自動解析装置（自動的に、自動車登録番号標により貨物自動車を特定し、当該貨物自動車に係る情報の解析を自動的に行う一又は二以上の装置であって、次のアからウの機能を全て有するものをいう。

ア 貨物の運送の用に供する自動車に係る自動車登録番号標を撮影し、当該自動車に係る情報を取得する機能

イ 人工知能関連技術を活用した情報システムにより①の情報の解析を行う機能

ウ 赤外線投光機能)

を有することが必要となる。

なお、添付書類として添付する「貨物自動車関係情報自動解析装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載された搬出能力の数値を記入する。要件を満たすためには、特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、搬出能力が毎時 100 トン以上のものをいう。）を有することが必要となる。

⑱ 流通加工の用に供する空間

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、ラベル貼り、梱包、袋詰め等の流通加工が行われる場所を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、流通加工の用に供する空間の部分を明らかにし、具体的な流通加工作業を記入する。

⑳ データ交換システム及び貨物保管場所管理システム

該当するシステムの「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、これらのシステムの両方を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「データ交換システム」及び「貨物保管場所管理システム」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ データ交換システム

荷主その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステム（インターネットによる情報交換を含む）のことをいい、具体的には、倉庫業者のコンピュータと荷主のコンピュータがオンラインで接続され、これらのコンピュータ間で入庫・出庫・在庫管理等の情報が電子的に交換されることをいう。

○ 貨物保管場所管理システム

電子情報処理組織に基づき、倉庫内の貨物の保管場所を特定するシステムをいう。

㉑ 物流業務の自動化・機械化関連機器

該当する機器の「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日及び導入台数を記入する。要件を満たすためには、以下の機器のいずれかを有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「物流業務の自動化・機械化関連機器」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 無人搬送車

要件を満たすためには、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものであることが必要となる。

○ 自動化保管装置

要件を満たすためには、貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出

し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものであることが必要となる。

○ 高度荷さばき装置

要件を満たすためには、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条第 31 号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものであることが必要となる。

○ 自動検品システム

要件を満たすためには、スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムであることが必要となる。

4. 添付書類

次に掲げる書類を申請書に添付する。

ただし、倉庫業法第 3 条の登録または第 7 条第 1 項の変更登録の申請に下記②及び③の書類を添付した場合は、これらの書類の添付を省略できる（ただし、平面図を除く。）。

- ① 物資の流通の効率化に関する法律第 6 条第 1 項に規定する認定書の写し
- ② 倉庫の平面図（階数が二以上である場合は、各階の平面図）、立面図及び断面図（倉庫業法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図をいう。）
- ③ 倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図（倉庫業法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号ホの倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図をいう。）
- ④ 地方税法施行令附則第 11 条第 1 項に規定する法人にあつては、同項各号に定める基準に適合することを証する書面（事業協同組合の場合は組合員名簿の写し、株式会社の場合は定時株主総会に提出した最終の営業年度の営業報告書、その他の事業協同組合にあつては倉庫業者のみを構成員とすることを証する書面、株式会社にあっては当該株式会社に出資した倉庫業者がその発行済株式の総数の 9/10 以上に相当する株式を所有することを証する書面をいう。）
- ⑤ 当該申請に係る倉庫が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する臨港地区に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の建築確認通知書の写し又は港湾管理者が作成した臨港地区を示す図面をいう。）
- ⑥ 当該申請に係る倉庫が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 2 号及び告示 1109 号に規定する物資の流通の拠点となる区域内に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の中心点（平面図における倉庫建物の対角線の交点）を起点に、半径 5 km に相当する円を描いた 2 万 5 千分の 1 又は 5 万分の 1 の地図をいう。）
- ⑦ 一般倉庫、冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫にあつては、到着時刻表示装置を選択し、

かつ、「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、地方税法施行令附則第 11 条第 3 項第 1 号及び地方税法施行規則附則第 6 条第 10 項及び第 11 項に定める基準に適合することを証する書面（ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行令附則第 11 条第 3 項第 1 号及び同施行規則附則第 6 条第 10 項及び第 11 項に定める基準に適合することを証する書面をいう。）

⑧ 一般倉庫、冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫（到着時刻表示装置を選択した場合に限る。）にあっては、貨物自動車関係情報自動解析装置が、地方税法施行令附則第 11 条第 3 項第 3 号に定める装置であることを証する書面（貨物自動車関係情報自動解析装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行令附則第 11 条第 3 項第 3 号及び同施行規則附則第 6 条第 12 項に定める基準に適合することを証する書面をいう。）

⑨ 一般倉庫又は冷蔵倉庫にあっては、物流業務の自動化・機械化関連機器が、地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号へ（4）及び同号ト（3）並びに地方税法施行規則附則第 6 条第 7 項第 6 号に定める機器であることを証する書面（各機器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該機器が同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号へ（4）及び同号ト（3）並びに及び同施行規則附則第 6 条第 7 項第 6 号に定める機器であることを証する書面をいう。）

⑩ 冷蔵倉庫にあっては、強制送風式冷蔵装置が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号へ（2）に定める基準に適合することを証する書面（強制送風式冷蔵装置に関するメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号へ（2）に定める基準に適合することを証する書面をいう。）

⑪ 貯蔵槽倉庫にあっては、次に掲げる書面

○ 搬入用自動運搬装置が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ（2）に定める基準に適合することを証する書面（搬入用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ（2）に定める基準に適合することを証する書面をいう。）

○ 搬出用自動運搬装置が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ（3）に定める基準に適合することを証する書面（搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ（3）に定める基準に適合することを証する書面をいう。）

○ 特定搬出用自動運搬装置を選択した場合は、当該装置が地方税法施行令附則第 11 条第 3 項第 2 号及び地方税法施行規則附則第 6 条第 11 項の表第 2 号に定める基準に適合することを証する書面（特定搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 3 項第 2 号及び同施行規則附則第 6 条第 11 項の表第 2 号に定める基準に適合することを証する書面をいう。）

⑫ 様式 1（到着時刻表示装置）

「概略図」には、トラック予約受付システム（以下「予約システム」という。）のシステム全体のフロー図を記入する。

「概略図の説明」には、予約システムの運用ルールとして、予約可能時間枠の説明（予約可能時間枠の時間幅等）、利用者に対する予約可能時間枠の提示方法、予約方法等について記入する。

「到着時刻表示装置の仕様等」については、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカー名、映像面の最大径、導入台数を記入する。

⑬ 様式2（貨物自動車関係情報自動解析装置）

「メーカー名」、「機器名」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る貨物自動車関係情報自動解析装置の概要を具体的に記入する。

⑭ 様式3（データ交換システム）

「概略図」については、データ交換システムのシステム全体のフロー図を記入する。

「情報交換の内容」については、入庫情報、出庫情報及び在庫情報のうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

「その他」については、入庫情報、出庫情報、在庫情報以外の情報交換に関する情報がある場合には、具体的に記入する。

「荷主の名称及び住所」については、当該システムを利用している主な荷主の名称、住所を記入する。

「概略図の説明」については、データ交換の取り決め、使用ソフトウェア等当該システムの内容を具体的に記入する。

「備考」については、当該システムを利用して情報交換を行っている他の荷主、その他当該システムに関する上記以外の事項を具体的に記入する。

⑮ 様式4（貨物保管場所管理システム）

「貨物の保管場所の割り振りの仕方」、「管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要」、「使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要」、「備考」の各項目について、当該申請に係る貨物保管場所管理システムの概要を具体的に記入する。

⑯ 様式5の1（物流業務の自動化・機械化関連機器①）

自動化・機械化関連機器のうち、導入するものについて、「□欄」に「レ印」を記入する。各機器における記入欄については以下の要領に従い記入する。

○ 無人搬送車

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る無人搬送車の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る無人搬送車が該当する、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載、移動走行方式をそれぞれ記入する。

○ 自動化保管装置

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る自動化保管装置の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る自動化保管装置の貨物の搬出入装置の種別（ス

タッকারクレーン、多段移動台車、棚上搬送ロボット等）及び具体的な地震の影響を軽減する機能を記入する。

○ 高度荷さばき装置

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る高度荷さばき装置の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る高度荷さばき装置が該当する具体的な分類（パレタイズロボット、ピッキングロボット、音声ピッキング、デジタルピッキング等）を記入する。

○ 自動検品システム

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る自動検品システムの概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る自動検品システムがスキャン方式又は無線設備の該当するいずれかを記入する。

⑰ 様式5の2（自動化・機械化関連機器②）

「作業内容」、「取扱貨物」、「運用体制」、「活用による効果」の各項目について、自動化・機械化関連機器のうち導入するものの概要を具体的に記入する。「活用による効果」については、機器の活用により、特定流通業務施設において見込まれる省力化の効果を定量的・具体的に記入する。

様式 1 （到着時刻表示装置）

概略図

概略図の説明

到着時刻表示装置の仕様等

☐ ディスプレイ表示器

メーカー名：

映像面の最大径：

導入台数：

☐ 携帯用表示器

導入台数：

様式 2（貨物自動車関係情報自動解析装置）

メーカー名 :

機 器 名 :

導 入 台 数 :

活用による効果

備考

様式3（データ交換システム）

概略図
情報交換の内容 ☐ 入庫情報： ☐ 出庫情報： ☐ 在庫情報： そ の 他：
荷主の名称及び住所 名 称： 住 所：
概略図の説明
備 考

様式 4 （貨物保管場所管理システム）

貨物保管場所の割り振りの仕方

管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要

使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要

備 考

様式5の1（物流業務の自動化・機械化関連機器①）

☐ 無人搬送車

メーカー名 :
機 器 名 :
分 類 :
導 入 台 数 :

☐ 自動化保管装置

メーカー名 :
機 器 名 :
分 類 :
導 入 台 数 :

☐ 高度荷さばき装置

メーカー名 :
機 器 名 :
分 類 :
導 入 台 数 :

☐ 自動検品システム

メーカー名 :
機 器 名 :
分 類 :
導 入 台 数 :

様式 5 の 2 （物流業務の自動化・機械化関連機器②）

作業内容
取扱貨物
運用体制
活用による効果